



鏡野町

都市計画マスタープラン・立地適正化計画(案)

第4回 鏡野町都市計画マスタープラン・立地適正化計画

策定委員会 説明資料

鏡野町

令和7年5月12日

目次

今回重点協議事項

1. 検討の経緯・検討のポイント

2. 将来像
(コンセプト/キャッチフレーズ)

3. 居住誘導区域・都市機能誘導区域・誘導施設
の設定と検証

4. 誘導施策

5. 防災指針(ハザードについて再確認)

6. 届出制度・施策の評価等

<巻末資料>

1. 検討の経緯・検討のポイント

(1)計画の概要

第4回 庁内委員会・策定委員会

以下のフローに基づいて進めます。

第1回 策定委員会

- ・都市計画マスタープラン・立地適正化計画とは
- ・都市の現況と課題

第2回 策定委員会

＜マスタープラン＞
住民の意見を反映し、本町自らが定める都市計画の方針
(鏡野町都市計画マスタープラン・鏡野町立地適正化計画)
まちづくりの具体性ある将来ビジョン
①都市づくりの課題・方向
②都市計画の将来像と方針
③全体構想(町全体の将来都市構造)

＜鏡野町都市計画マスタープラン＞

○全体構想

- ①都市構造(都市計画マスタープランの拠点の位置づけ等)
- ②土地利用
- ③施設整備等(道路・交通、都市環境・景観、安全・安心)
- ④その他(暮らし等)

○地域別構想

- ①上齋原地域(総合学習・なごみ空間)
- ②富地域・奥津地域(憩い・癒し空間)
- ③鏡野地域(交流核空間) ※総合計画より

第3回 策定委員会＜鏡野町立地適正化計画＞

- ①まちづくりの方針(ターゲット)
- ②都市の骨格構造(立地適正化計画の拠点等)
- ③誘導方針(ストーリー)

第4回 庁内検討会・策定委員会

- ④居住誘導区域の設定
- ⑤都市機能誘導区域の設定
- ⑥誘導施設の設定
- ⑦防災指針
- ⑧誘導施策
- ⑨届出制度
- ⑩目標値の検討

(2)第3回委員会の意見と対応(抜粋)

議題	意見要旨	計画への反映方針(課題としての取り込み)
1. 人材費・建設費高騰について	・人材費、 建設費が高騰 している。例えば、新病院と同規模の病院で計画凍結しているところもある。	○ご意見のとおりと考えます。 ○なお、病院の具体的な建設については「 鏡野町国民健康保険病院新病院基本計画(令和4年4月鏡野町) 」等において検討が進められていますので、そちらを入手していただきたく存じます。
2. キャッチフレーズについて	・事務局提案の「こどもを対象としたもの」ではなく、「 もっと幅広い年代の多世代にわたるようなところ 」が皆さんの共通した認識である。例えば、「誰もが安全で 安心して 生き生きと暮らせる 鏡野」あるいは「誰もが安全で 安心して 生き生きと暮らせる かがみの里づくり」が、共通したキーワードかと思った。 ・「 元気 」から「 生き生き 」という置き換えなどご意見をいただきたい。皆様が考えたフレーズや言葉が盛り込まれたキャッチフレーズになればいいと思う。	(キャッチフレーズについては様々なご意見があったため、以下に総括して整理) ○ご意見を参考に今後も議論を積み重ねていきたいと考えています。 ・今回は、多く意見のあった「 暮らしやすい 」「 こどもだけでなく全員 」「 いきいき 」「 活気のある 」「 鏡野らしさ 」などを参考に、こどもだけでなく今住んでいる方々も含めて、 世代を広げて検討 し、以下を提案します。 「－誰もが 安全・安心に いきいきと住み続けることのできる 鏡野の郷－『暮らしのまち ふるさと鏡野』の実現」
3. 外国人雇用について	◎ある場所に外国人がまとまって住む傾向がある。場合によっては 外国人雇用 で人を増やすのも、施策の一つとしてあるのかもしれない。	○ご意見のとおりと考えます。 ○外国人について特別な施策を用意していませんが、 移住・定住施策は町民のみならず、外国人を含む町民以外の移住者等を広く対象としたものとしての意味も含まれている とお考え下さい。
4. 居住誘導区域について	・20年先を考え、国道179号沿いの 鶴喜保育園周辺は分譲地 があり居住誘導区域になるのではないかと。	○鶴喜保育園周辺は 都市計画区域外 であるため居住誘導区域に入れることはできません。

(2)第3回委員会の意見と対応(抜粋)

議題	意見要旨	計画への反映方針(課題としての取り込み)
4.居住誘導区域について	・10年、20年先を想定し、基準にそって誘導区域を設定されるのではなく、もう少しぼやかした形で <u>もう一つの区域を設定</u> することはできないのか。例えば誘導想定区域など、何らかの形で表現しておいた方が良いのではないか。	○ <u>立地適正化計画はコンパクト・プラス・ネットワークの形成</u> に向けた取組を推進することを <u>目的に制度化</u> されたものです。このため、 <u>居住誘導区域をいたずらに大きくしすぎる</u> ことには懸念があることをご理解ください。
4.居住誘導区域について	・1点目に区域案の規模が適切であるか、将来の人口や人口密度、今後の <u>土地利用を含めて区域が妥当であるか</u> どうか。 ・2点目に <u>都市機能やコミュニティが持続できるか</u> どうか。 これらを踏まえてこの居住誘導区域は妥当であるのかをご議論いただいた方がいい。	○ご意見のとおり、今後は居住誘導区域の人口密度について <u>検証を行い、県との協議</u> を進めています。 ○都市機能誘導区域については、誘導施設の現実的な誘導や賑わい形成に配慮して、誘導施策を検討し、 <u>県との協議</u> を進めています。
4.居住誘導区域について	・ <u>居住誘導区域の可能性</u> があるのではないかとこのところを、 <u>都市マスで表現は可能か</u> 。	○都市マスでは、 <u>大まかなエリア設定</u> を行っていますが、 <u>立地適正化計画は区域を設定する具体的な計画</u> になります。 ○居住誘導区域は都市マスとの <u>整合を視野に入れて将来都市構造を計画</u> しているとご理解ください。
5.農村交流拠点について	・奥津振興センター周辺が農村交流拠点となっている。奥津のほうで後継者がおらず稲作のできないところが増加している。 <u>何をもって農村交流拠点に決めたのか</u> 。	○農村交流拠点の名称は、 <u>上位計画である都市計画区域マスタープランに位置づけ</u> られた名称です。 ○農地があるからではなく <u>農村集落として「集落の中心となる小学校区、公民館などの周辺、複数の集落が集まる地域の拠点、地域都市拠点への中心拠点へのアクセス性の維持向上を図り、地域の生活サービス維持、住民によるコミュニティづくりを促進する」というエリアとして位置づけ</u> ています。

(2)第3回委員会の意見と対応(抜粋)

議題	意見要旨	計画への反映方針(課題としての取り込み)
5.農村交流拠点について	・計画に位置づけがあったからでは説明になっていない。ここは農村交流という名前にふさわしい場所だと、町民の納得が必要。例えば、 農地を活用した農業体験型のツーリズム観光など、町の施策を位置づける ならばこの名前はいいかと思う。	○富・奥津の福祉バスの再編計画を検討しており、この中で、 奥津振興センター周辺を町北部のハブ拠点 とする検討しています。そういった観点も含め、 町北部エリアの拠点という位置づけ として、農村交流拠点に設定しています。 ○また、ご指摘の 農業体験型のツーリズム観光なども農村交流としての意味に含まれている とお考え下さい。
5.農村交流拠点について	・鏡野町の奥の方はなにもない。奥津振興センターを中心とした 観光 を一生懸命取り組んでいきたい。 ・ふるさと納税をしていただけるような特産品の援助や指導が必要ではないか。私たちがふるさと納税をする場合、特産品を目当てに取り寄せたこともある。鏡野町の場合はぶどうやなめこなどを特産品とすることが考えられる。ふるさと納税によっては多額の予算につながる可能性もあるため、 特産品の指導を農村交流拠点で行うことも考えられる 。	○ご意見のとおりと考えます。ふるさと納税は自治体の財源を支える手段となっていることから、 貴重な提案として関係課へお伝え します。 ○農村交流拠点における活動については、 今後個別のまちづくり計画や都市計画マスタープラン地域別構想 において検討します。
6. 公共交通について	・バスによって中心拠点へ人を誘導する話があった。都市機能誘導区域内を歩いていただくとあったが住民は車で移動するため、区域内に車で来て、車で走ると思われる。バスがもうすこし利便性が良くなれば、 バスで来て歩く構造 ができないかと思った。 ・歩くと違ったものが見えてくる。車で来るここに住んでいない方では、このエリアの機能の目指すところが違ってくる。バスやタクシーによって、奥津地域だけではなく、鏡野町の西側などで 不便な所があるならバスを巡回 させるのが良い。	○コンパクト・プラス・ネットワークの取組として、公共交通ネットワークは重要です。 ○本計画では、「 拠点間やまちなかの回遊性の高いまちづくりのための交通ネットワークの形成 」を方針として掲げ、施設の回遊性の向上や 歩いて楽しいまちづくり を進めることとしています。

(2)第3回委員会の意見と対応(抜粋)

議題	意見要旨	計画への反映方針(課題としての取り込み)
7.移住者について	・町民は土着の方や地元が好きな方がおられる。このため、都市機能誘導区域には外部の方が来られてコミュニティを作ることが考えられる。 外部から来られる方が住まれる場所として役場周辺がにぎわえたい。 ・観光方面では外貨を持ってきていただかないと、仕事の場所があったとしても何人増えるのか、できる人が何人おられるのかということになる。海外の方にも来ていただいてお金を落としていただいて帰っていただくような何かを作ることができれば財政的にも潤う。	○外国人の移住については、特別な施策を用意していませんが、外国人を含めた移住・定住施策を検討しています。 ○にぎわい創出は観光客によるところもあるため、夢広場やぶんぶんファクトリー等の資源を活かしつつ、新たな魅力づくりとして商業施設を誘導施設として検討します。
8.都市機能について	・農協の立場からお話させていただく。各地域振興センターの周辺にATMを設置している。お客様の意向によってATMを設置しているが、利用者が少なくなればATMコストがどんどん高くなっていく。集落が10年20年後、人が少なくなる場合には、ATMを撤退せざるを得ないということも想定される。	○旧庁舎周辺は、地域生活拠点や小さな拠点として位置づけています。これにより、暮らしを維持するための制度の活用を検討します。
9.観光について	・誘導区域に関しては人口減少していくため、外から鏡野町に入っていくのが適当。現在居住されている方の希望だけでなく、どういう施設が町内にあれば外から人が住んでくれるのかということも調べた上で施設を考えてもいい。 ・様々な拠点があるが、一番は町民のご理解。各拠点がこの場所で適切なのかご意見をきいて修正・改善をする必要がある。 ・観光に関しては、綺麗な川・豊かな自然などの魅力をPRできるような方策はないのか。 ・物価高で野菜の高騰がニュースで話題となっているが、利用できる土地があると思うので、そこから力を入れていくと経済的に豊かになるのではないのか。	○誘導区域は、生活サービス機能を調査したうえで、施設の徒歩圏等や地域の人口密度から検討しています。また、住民アンケートにより、「充実してほしい施設」を参考として居住誘導区域を検討しています。これらを踏まえ、今後も議論を積み重ねていきたいと考えています。 ○観光に関しての綺麗な川・豊かな自然などの魅力をPRできるような方策については貴重な提案として関係課へお伝えします。

(2)第3回委員会の意見と対応(抜粋)

議題	意見要旨	計画への反映方針(課題としての取り込み)
9.観光について	・他自治体の温泉では、多くの中国人の来訪が見られる事例がある。中国人はレッドノートというアプリで知ったとのこと。恩原高原の駐車場から一歩出ればスキー場であることを彼らは珍しがっていた。私たちの気付かないことが分かり有用だと思った。私もレッドノートにて鏡野町のことを発信していきたい。	○観光に関してのSNSを活用した町の魅力のPR方策については貴重な提案として関係課へお伝えします。
10.防災指針について	・防災指針は時間の関係もあり、次回に少しずれこむことは可能か。	○防災指針については、本日の資料及び参考資料に詳しく記載しているため、それを見ていただき、次回ご質問があれば、受け付けたいと
11.防災事業について	・6年前の水害の際、病院の裏の護岸が崩れかけた。もし決壊した場合は、病院1階の浸水による機能低下や、アクセス道路の浸水、充電設備・タンク・サーバーの浸水が懸念される状況だった。水害対策を実施したいと考えていたが、コロナ禍や物価高騰になりできていなかった。危惧している。 ・物価高騰によりさらに防災事業の実施が難しくなっている。全ての事業に通じるが、どこまで実現できるのかを考える必要がある。	○防災指針で災害ハザードや対策を示しています。 ○ハザードと居住誘導区域の設定や防災対策について、今後も議論を積み重ねていきたいと考えています。

(3)検討のポイント

検討にあたって、委員の皆様にご議論していただきたいポイントは以下となります。

- ①**将来像**(コンセプト/キャッチフレーズ)
- ②居住誘導区域・都市機能誘導区域の**設定と検証**
- ③防災指針(ハザードについて**再確認**)
- ④**誘導施策**
- ⑤**届出制度・施策の評価**

2. 将来像 (コンセプト/キャッチフレーズ)

(1)まちづくりの方針(将来像・施策の体系)

まちづくりの方針案を以下に設定します。

○本町は、平坦肥沃な盆地部と鳥取県との県境をなす山間地からなり、低地部と吉井川や香々美川などの河川による河岸段丘上にまちが形成されてきました。本町は古くより、これら河川沿川や山間地に多数の集落が分散立地しており、現在に至る都市構造となっています。

○少子高齢化社会から、人口減少社会へと突入してきた今、この集落の連携する都市構造を生かした上で、都市機能の再構築を図り、本町らしい暮らしを生かしながら、住民一人ひとりがいきいきと輝き、働きやすく、暮らしやすく、便利に 住み続けることのできる魅力的な都市づくりを進めます。

○これからの鏡野町キャッチフレーズ(鏡野町合併20周年記念)

花ひらき 未来へ駆ける 鏡野町



◇都市計画の将来像(都市計画マスタープラン、立地適正化計画)(案)

－誰もが いきいきと住み続けることのできる 鏡野の郷－
「暮らしのまち こころのふるさと鏡野」の実現

参考 本町の名前の由来

【参考】 本町(名)の由来について以下に示します。

○町名の由来は荘園の一つの「香美荘(かがみのしょう)」

○古代にこの地に入植した「鏡作部(かがみつくりベ)」の伝説と中世に成立した荘園「野介庄(のけのしょう)」から作られた合成地名で昭和27(1952)年の旧鏡野町合併時に始まる

○現在の本町は平成17(2005)年にスタートし、名称は全国からの公募によるものであり、町名の由来は荘園の一つの「香美荘(かがみのしょう)」

※「香美荘」「香々美荘(かがみのしょう)」は、「和名類聚抄」の美作国の項の苫西郡七郷の一つの「香美」郷として記載あり

○町内の郷観音山古墳からは、三角縁四神四獣鏡などが出土しており、本町と「鏡作部(かがみつくりベ)」との関係がうかがえる

資料:鏡野町史 通史編

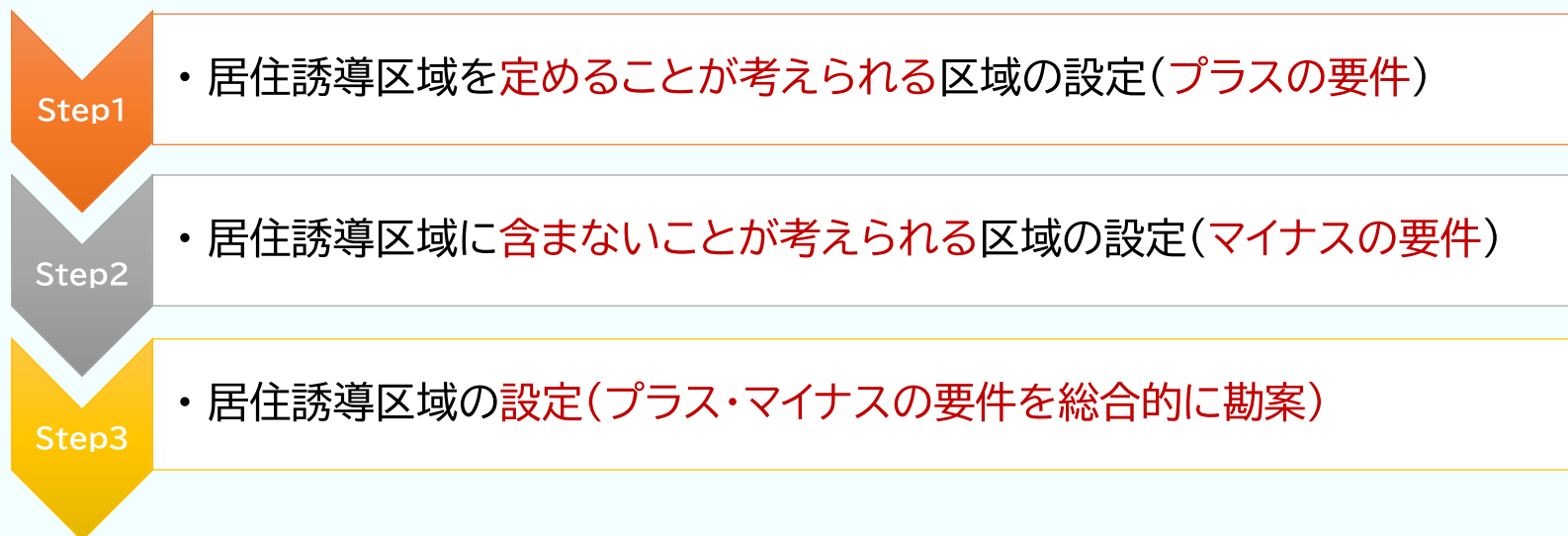


三角縁四神四獣鏡
資料:鏡野町史 考古資料編

3. 居住誘導区域・都市機能誘導区域・誘導施設 の設定と検証

(1) 居住誘導区域の検討

Step1、Step2、Step3によって、居住誘導区域について検討します。



出典:広報かがみの2024 10(no.236)

■ 居住誘導区域設定の基本的な考え方

- ・ 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定の区域において人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。
- ・ 居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたり、良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めることとされています。

(1) 居住誘導区域の検討

■ 居住誘導区域(検証前案)

・人口カバー率は20年で約1.6%アップ

Step1、Step2を総合的に勘案し
居住誘導区域として設定する

令和2年(2020年)			令和22年(2040年)		
都市計画 区域内 人口 (人)	居住誘導 区域内 人口 (人)	カバー率	都市計画 区域内 人口 (人)	居住誘導 区域内 人口 (人)	カバー率
5,902	2,071	35.1%	4,799	1,763	36.7%

都市計画区域面積	居住誘導区域面積	カバー率
1,398.0ha	148.4ha	10.6%



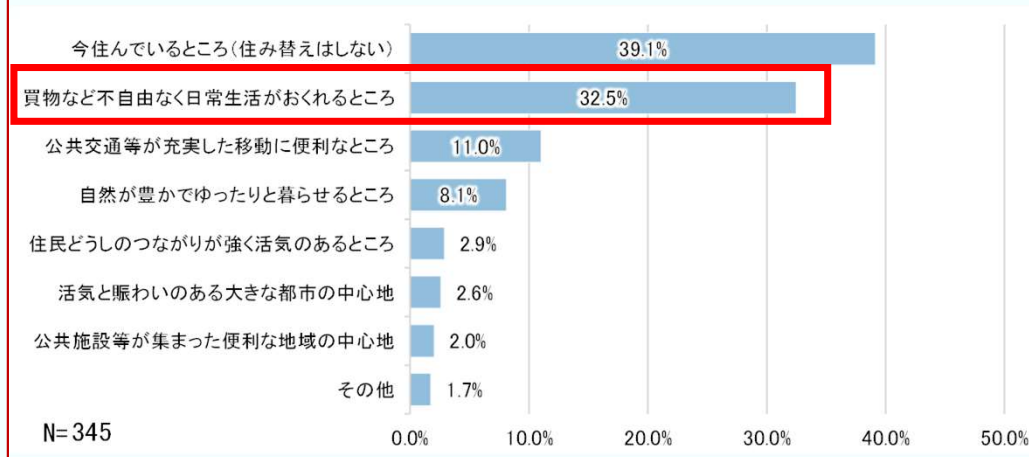
(1) 居住誘導区域の検討(検証・設定)

■ 検証の方法

- (1) 誘導区域を設定(検証前案)
- (2) 居住誘導区域に現実的に誘導可能な人口の検討
・新規居住者の誘導数を確認
- (3) 20年間に於いて持続的に確保されるように
居住誘導区域の見直し・検証

■【問6】住み替えたい場所

・買い物など不自由なく日常生活がおくれるところ→居住誘導区域**32.5%**



出典: 鏡野町都市計画マスタープラン・立地適正化計画における町民アンケート調査(R5.12)

○合計誘導人数=207人(20年)

【1】婚活イベントによる成婚者数の誘導5人
居住誘導区域への誘導人数
= a(マッチングイベントによる成婚数×ペア)
× b(年平均) × c(住み替えたい場所) × 計画期間
= (1組×2人) × (2組/5年) × 32.5% × 20年
= **5.2人 ÷ 5人**

【2】雇用による誘導75人
居住誘導区域への誘導人数
= a(平均新規創業・起業件数 + 平均新規就農者数)
× 計画期間(20年) × c(住み替えたい場所)
= (7.3人 + 4.3人) × 20年 × 32.5% = 75.4人 ÷ **75人**

【3】移住者数の誘導127人
居住誘導区域への誘導
= a(年平均移住者数) × c(住み替えたい場所)
× 計画期間
= 19.5人 × 32.5% × 20年 = 126.7 ÷ **127人**

○誘導人数(受け皿)は335人分/20年の受け入れ可能(本町の移住先))

【4】空き家の売買・賃貸成立件数及び新築件数による誘導人数の検証
= 335人/20年(現実的OK)

【5】参考: 町営住宅の空き部屋分の空き家への誘導想定8人

(1)居住誘導区域の検討(検証・設定)

■居住誘導区域の検証と設定

○人口密度

- ・20年後(R22)の20人/haの区域周辺を抽出

○土地利用

- ・農地や山林はできるだけ除外
(国道179号東側、役場周辺農地、山林など)
- ・ただし、都市機能誘導区域の一体性を勘案し、国道179号西側の一部は連続する区域として確保

○交通アクセス

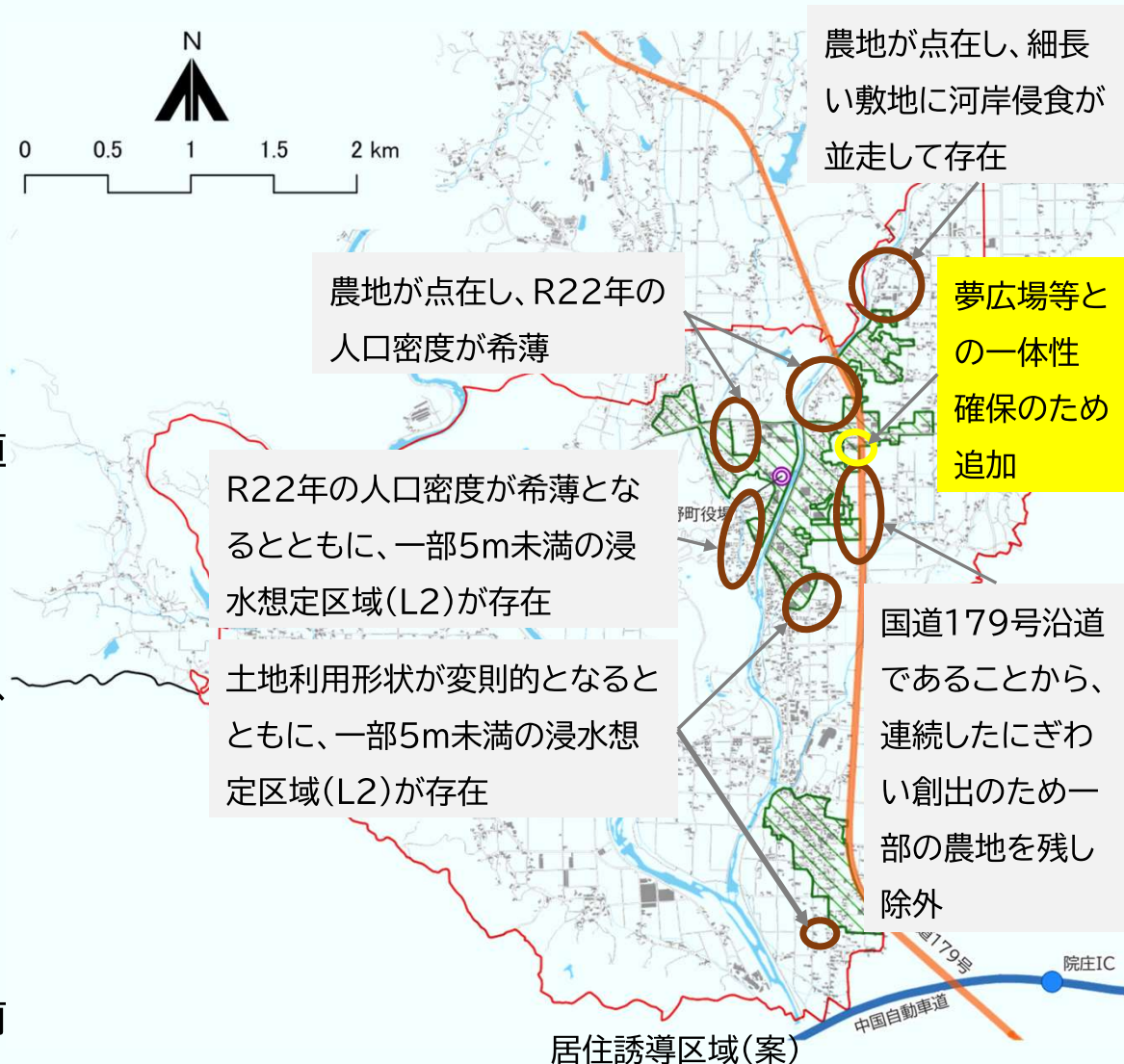
- ・できる限り、バス停300m圏内に設定
- ・国道179号沿道の公共交通は、新病院への新規バス路線を想定

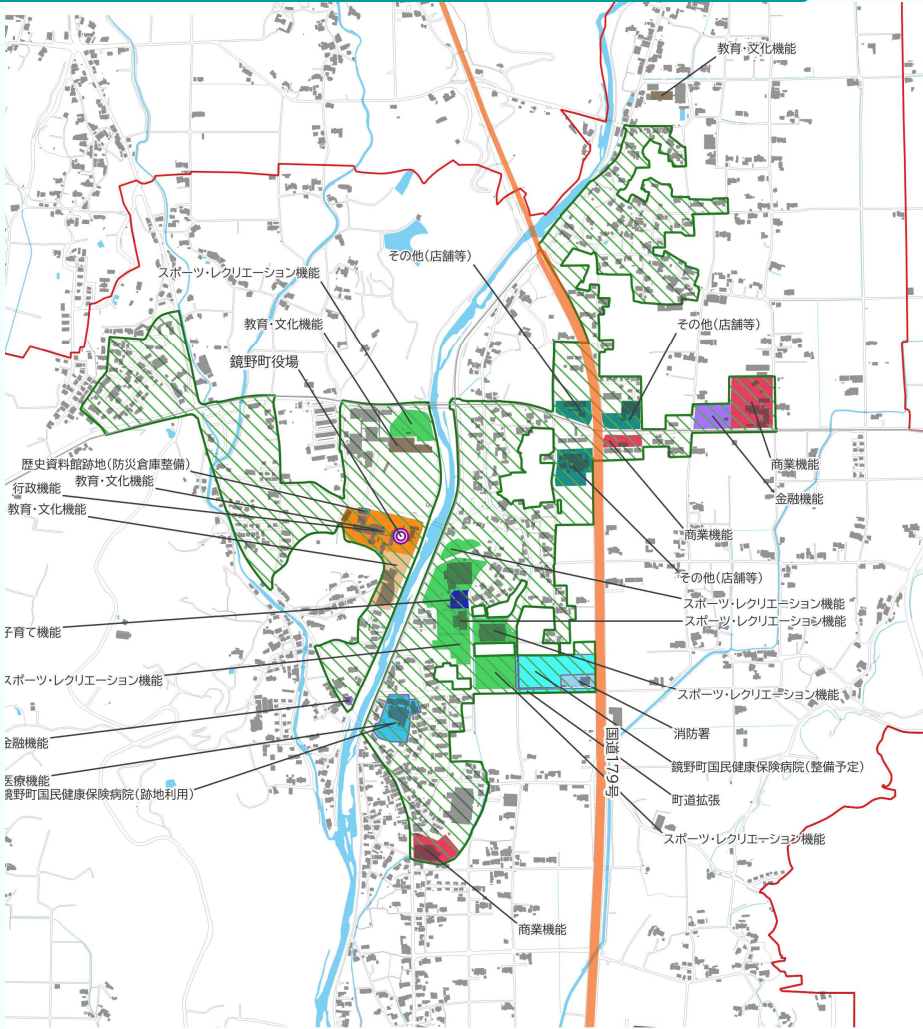
○居住誘導

- ・居住誘導に活用する施策により、誘導人数を設定

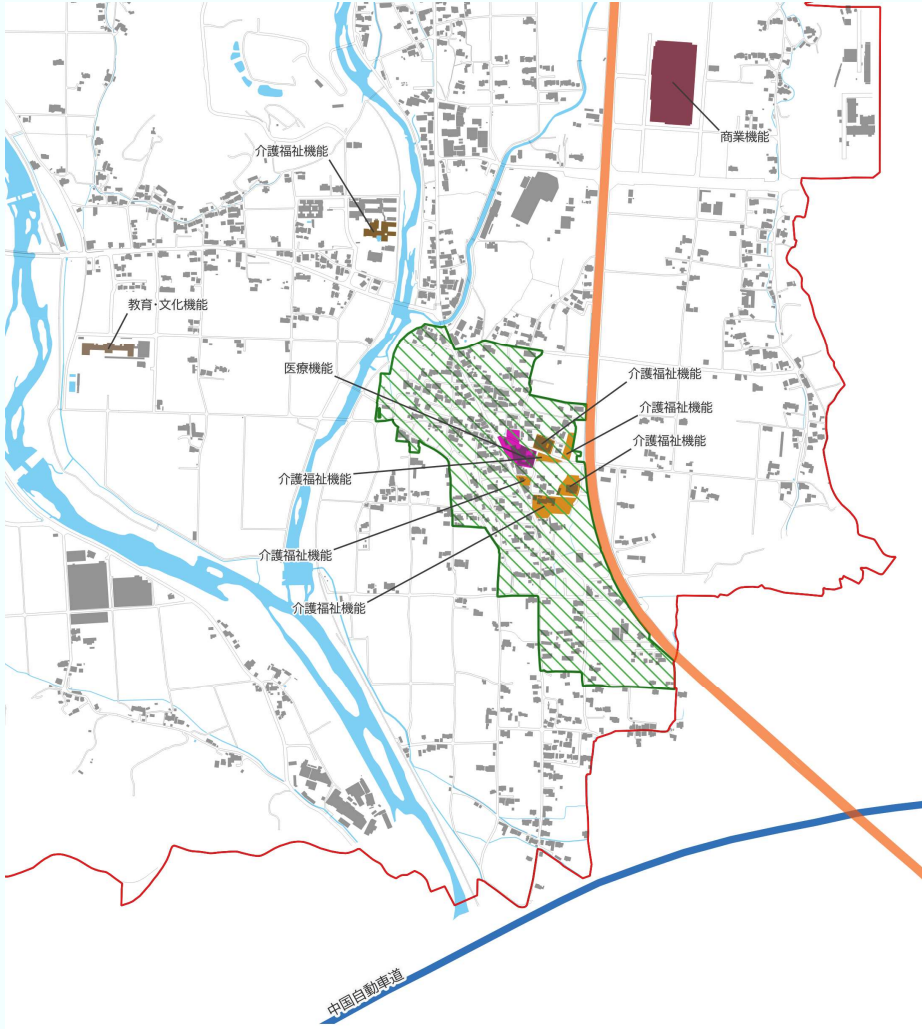
○設定

- ・本町の居住実態や町営住宅の立地を勘案し、検証前案から一部適所の追加、除外を行い再設定





居住誘導区域(案)(拡大②役場周辺)



居住誘導区域(案)(拡大②吉原周辺)

(1)居住誘導区域の検討(検証・設定)

<検証前案>

◆ 居住誘導区域内の人口と割合

令和 2 年(2020 年)				令和 22 年(2040 年)			
a 都市計画区域内人口(人)	b 居住誘導区域内人口(人)	人口カバー率 b/a	人口密度(人/ha)	a' 都市計画区域内人口(人)	b' 居住誘導区域内人口(人)	人口カバー率 b' /a'	人口密度(人/ha)
5,902	2,071	35.1%	14.0	4,799	1,763	36.7%	11.9

出典: R2 国勢調査、R22 国立社会保障・人口問題研究所推計

◆ 居住誘導区域の面積と割合

都市計画区域面積	居住誘導区域面積	面積占有率
1,398.0ha	148.4ha	10.6%

出典: 都市モニタリングシート「令和 2 年(2020 年)全体表」(国土交通省 都市局 都市計画課 都市計画調査室)(都市計画区域面積)

※居住誘導区域面積: GIS 図上計測

<居住誘導区域案(検証後)>

◆ 居住誘導区域内の人口と割合

令和 2 年(2020 年)				令和 22 年(2040 年)			
a 都市計画区域内人口(人)	b 居住誘導区域内人口(人)	人口カバー率 b/a	人口密度(人/ha)	a' 都市計画区域内人口(人)	b' 居住誘導区域内人口(人)	人口カバー率 b' /a'	人口密度(人/ha)
5,902	1,653	28.0%	16.8	4,799	1,611 ※1,404 +207	33.6%	16.3

※居住誘導区域内人口(1,611 人)

= パターン 1 の場合の区域内人口(1,404 人) + 実績に基づく誘導人数(207 人)

※何もしない場合の居住誘導区域人口密度 = 14.2 人/ha(推定人口 1,404 人)

出典: R2 国勢調査、R22 国立社会保障・人口問題研究所推計

◆ 居住誘導区域の面積と割合

都市計画区域面積	居住誘導区域面積	カバー率
1,398.0ha	98.6ha	7.1%

出典: 都市モニタリングシート「令和 2 年(2020 年)全体表」(国土交通省 都市局 都市計画課 都市計画調査室)(都市計画区域面積)

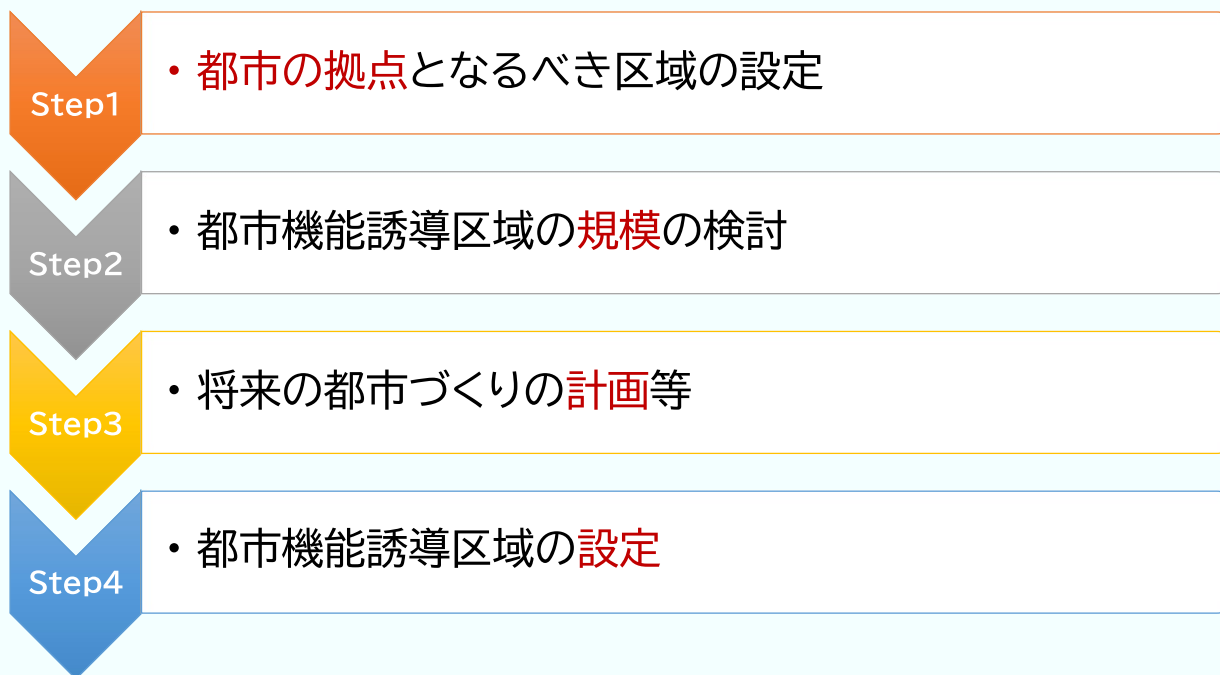
※居住誘導区域面積: GIS 図上計測

第 1 事案より
人口密度は向上

R2 の人口及び
人口密度はやや
減少
ただし、カバー率
は上昇し集約化
が進むと想定

(2)都市機能誘導区域の検討

本計画における都市機能誘導区域の設定は、以下の手順に従って行います。



出典:ベスタロッツ館(一般社団法人 鏡野観光局HP)

(2)都市機能誘導区域の検討

Step4

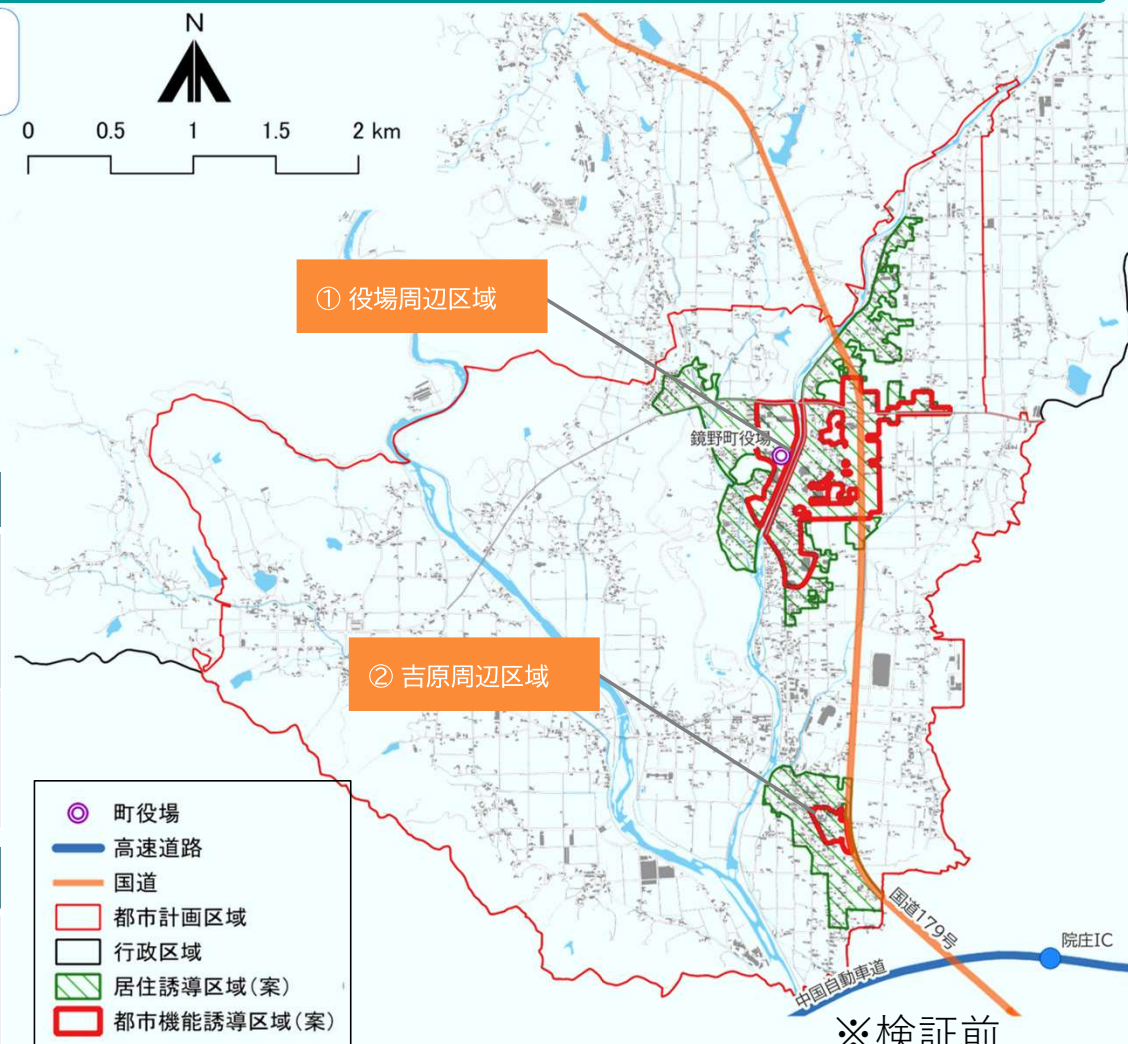
- 都市機能誘導区域の**設定**

■Step4:都市機能誘導区域の設定

- Step1～Step3の重ね合わせに基づき、総合的な判断により都市機能誘導区域に設定します。
- 都市機能及び将来の都市機能の計画や現況の主な事業所等を勘案し設定「①役場周辺区域」「②吉原周辺区域」
- 人口カバー率は20年で約1.0%アップ

令和2年(2020年)			令和22年(2040年)		
都市計画区域内人口(人)	都市機能誘導区域内人口(人)	カバー率	都市計画区域内人口(人)	都市機能誘導区域内人口(人)	カバー率
5,902	683	11.6%	4,799	605	12.6%

都市計画区域面積	都市機能誘導区域面積	カバー率
1,398.0ha	59.6ha	4.3%



(2)都市機能誘導区域の検討(検証・設定)

■基本的な考え方

○町の継続事業等を活用した事業の推進により、地域をポテンシャルアップ

■事業案

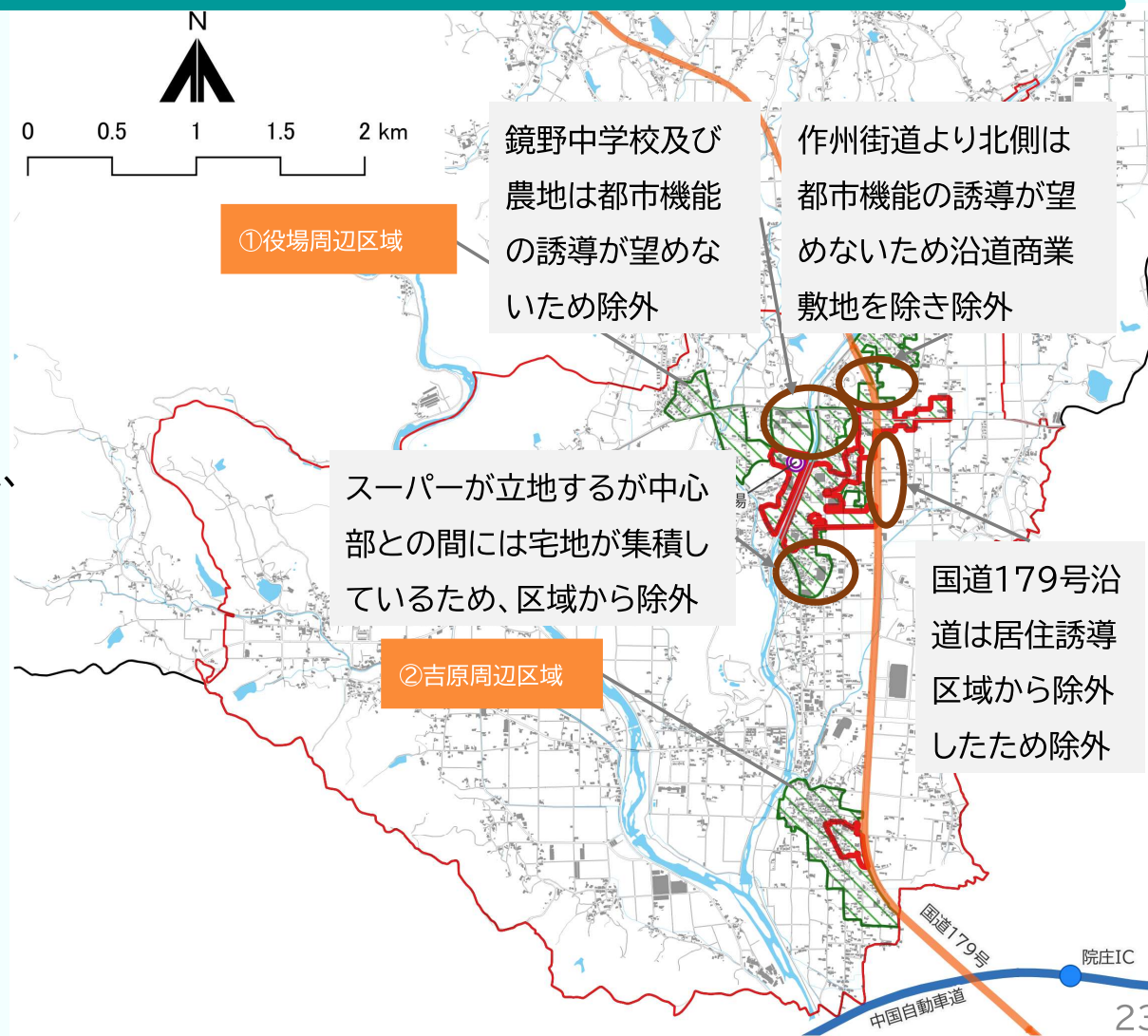
- ①地場産業とスーパーの併設した複合施設の建設を促進し、スーパーを核とした中心拠点(地場産業とスーパーの併設した複合施設)を形成
 - ・施策「農林産物を核とした6次産業化や農商工連携による農林水産物の成長産業化」の複合事業化
- ②地域のポテンシャルアップにより、事業者を誘導し、中心拠点の求心力を向上
 - ・施策「商工業の振興」により、起業、創業を支援し、事業所の誘致
- ③新病院の建設に伴い、求心力のある地域を形成
 - ・施策「地域医療の充実」により、新病院が建設されることで、国道179号沿道に人の流れが動き、ぶんぶんファクトリーや夢広場周辺との回遊性を形成し、地域一帯のにぎわいを創出

(2)都市機能誘導区域の検討(検証・設定)

■誘導施設の誘導の方法

<基本的な考え方>

- 町の継続事業等を重点事業と位置づけ、積極的に推進
- 公共・公益事業(農林産物を核とした6次産業化の拠点(マルシェ等の開催による交流促進))とスーパー等との複合施設の誘導により国道179号沿道、ぶんぶんファクトリーや夢広場周辺のポテンシャルアップ
- 新病院との回遊性の形成
↓
- 拠点周辺のにぎわい創出とともに、都市機能及び居住を誘導
※農政サイドとは今後調整が必要



The map illustrates the proposed urban functional corridor area in the city of Kyogyo, showing various functional zones and their locations. The map includes a scale bar (0 to 500m) and a north arrow. The corridor is defined by a red line, and the functional zones are color-coded and labeled:

- スポーツ・レクリエーション機能 (Sports and Recreation Function)
- 教育・文化機能 (Education and Culture Function)
- 鏡野町役場 (Kyogyo Town Office)
- 歴史資料館跡地(防災倉庫整備) (Historical Site of the Kyogyo Town Office (Disaster Prevention Warehouse Improvement))
- 行政機能 (Administrative Function)
- 教育・文化機能 (Education and Culture Function)
- 子育て機能 (Child-rearing Function)
- スポーツ・レクリエーション機能 (Sports and Recreation Function)
- 金融機能 (Financial Function)
- 医療機能 (Medical Function)
- 鏡野町国民健康保険病院(跡地利用) (Kyogyo Town National Health Insurance Hospital (Site Use))
- 商業機能 (Commercial Function)
- その他(店舗等) (Others (Stores, etc.))
- 消防署 (Fire Station)
- 鏡野町国民健康保険病院(整備予定) (Kyogyo Town National Health Insurance Hospital (Planned Improvement))
- 町道拡張 (Town Road Expansion)
- スポーツ・レクリエーション機能 (Sports and Recreation Function)

The map also shows the location of the Kyogyo Town Office (鏡野町役場) and the Kyogyo Town National Health Insurance Hospital (鏡野町国民健康保険病院).

都市機能誘導区域(案)(拡大②吉原周辺)



(3)都市機能誘導区域の検討(検証・設定)

◆ 都市機能誘導区域内の人口と割合

令和 2 年(2020 年)				令和 22 年(2040 年)			
a 都市 計画区域 内人口 (人)	b 都市 機能誘導 区域内 人口 (人)	人口 カバー率 b/a	人口密度 (人/ha)	a' 都市 計画区域 内人口 (人)	b' 都市 機能誘導 区域内 人口 (人)	人口 カバー率 b' /a'	人口密度 (人/ha)
5,902	357	6.0%	11.8	4,799	372 ※309 +63	7.5%	12.3

出典:R2_国勢調査、R22 国立社会保障・人口問題研究所推計

※都市機能誘導区域内人口(372 人)
=パターン 1 の場合の区域内人口(309 人)+実績に基づく誘導人数(63人)
※63 人÷(都市機能誘導区域面積 30.2ha/居住誘導区域面積 98.6ha)×207 人
※何もしない場合の都市機能誘導区域人口密度=10.2 人/ha(÷309 人/30.2ha)

出典:(パターン1)R22 国立社会保障・人口問題研究所推計

◆ 都市機能誘導区域の面積と割合

都市計画区域面積	都市機能誘導区域面積	カバー率
1,398.0ha	30.2ha	2.2%

出典:都市モニタリングシート「令和 2 年(2020 年)全体表」(国土交通省 都市局 都市計画課 都市計画調査室)(都市計画区域面積)

都市機能誘導区域面積:GIS 図上計測

(3) 誘導施設の設定

○誘導施設とは、「都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定」するものとして、都市再生特別措置法第81条に規定

○都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度

★【誘導】今後誘導を図る施設(誘導施設)

■【維持】区域内に立地があり、区域外への転出・流出を防ぐ施設(誘導施設)

○【維持努力】区域内に立地があり維持を図るが、誘導施設としない施設

△【維持努力】区域外であり機能の補完が必要であるが、誘導施設としない施設

都市機能	一般的な名称	各施設の配置の方針	都市機能 誘導区域 (役場周辺)	都市機能 誘導区域 (吉原周辺)	都市機能 誘導区域外
1.行政機能	役場	・町民が利用しやすいよう都市機能誘導区域に配置	■		△
2.介護福祉機能	地域包括支援センター	・関連施設と連携をとりつつ、継続的包括的な支援が必要であるため、中心拠点に配置	○		
	地域福祉センター				△
	通所系施設	・日常生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置		○	△
	訪問系施設			○	△
	入所系施設			○	△
3.子育て機能	小規模多機能型施設	・高齢者等が容易に利用できるよう町内の必要箇所に適正配置		○	△
	こども家庭センター	・関連施設と連携をとりつつ、継続的包括的な支援が必要であるため、中心拠点に配置	■		
	子育て支援センター		■		
	保育園				△
	幼稚園	・日常生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置			△
	認定こども園				△

(3) 誘導施設の設定

都市機能	一般的な名称	各施設の配置の方針	都市機能誘導区域 (役場周辺)	都市機能誘導区域 (吉原周辺)	都市機能誘導区域外
4.商業機能	中規模商業施設(店舗面積1,000㎡以上)	・町の活性化やにぎわいの創出のため、中心拠点に配置	■		△
	食品スーパー(店舗面積250㎡以上)	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置	★		△
	商業施設(商業機能を有する施設、飲食店等)	・食品や日用雑貨、お土産品など多数の品種を扱う小規模な店舗 ・地場産品等による飲食店	★		
5.医療機能	病院	・全町民及び高齢者等が容易に活用できるように中心拠点に配置	★	■	
	診療所	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置	○		△
6.金融機能	信用金庫	・窓口業務(決済、融資など)による金融サービスを提供する施設であり、都市機能誘導区域に配置	■		
	郵便局				△
	農業協同組合等の金融機関 ATM	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置	○ ○		△ △
7.教育・文化機能	公立公民館	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置	○		△
	図書館	・町の活性化やにぎわいの創出のため、都市機能誘導区域に配置	■		
	博物館	・町の活性化やにぎわいの創出のため、都市機能誘導区域に配置	■		
	小中学校	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置			△

4. 誘導施策

(1) 誘導施策の設定

(1) 居住誘導に係る施策 居住誘導の方針(都市づくりの方針1より)

定住する住みやすいまちづくりに向けた居住誘導

<居住誘導のための施策(案)>

○若者が転出しないまち、**移住・定住**のための居住環境の創出

○**健康**になる暮らし、身近なレクリエーション空間の活用

○高齢者及び少子化対応

※本町では「**移住・定住**」「**健康**」「**高齢者及び少子化対策(子育て支援)**」を特に重点的な取組とします

(2) 都市機能誘導に係る施策 都市機能誘導の方針(都市づくりの方針3より)

にぎやかで活気のあるまちづくりのための都市機能誘導

<都市機能誘導のための施策(案)>

○土地利用による活力向上(病院整備、学校統廃合の検討、役場の改修、病院跡地利用、空き地、空き家対策等)

○雇用の創出(農業、病院の専門職、工場、職場環境の改善等)

○産業・観光による経済力向上(インバウンドの活用等)

○望みを叶えるまちの実現(津山市等との交流、関係人口の増加)

(3) 公共交通ネットワークに係る施策 公共交通ネットワーク形成の方針(都市づくりの方針1及び都市づくりの方針3より)

拠点間やまちなかの回遊性を高める交通ネットワークの形成

<公共交通ネットワーク形成のための施策(案)>

○身近な道路・交通の改善(人手不足、利用者の便利な交通・路線の見直し、通勤、買い物に便利な歩いて楽しいまち、地域格差の解消)

○観光・産業に資する交通の充実

(4) 防災に係る施策 防災の方針

生命を守るまちづくり

<防災のための方針(防災指針)(案)>

災害リスクの低い都市づくり▶▶▶減災、生命を守る取組を進めます

○災害に強いまちづくり

①リスクの低減(減災)

:地震、台風、洪水や土砂災害等の災害リスクに対して、安全な居住環境を形成します。

②災害リスクの回避(軽減)

:災害の危険性の高い居住地の抑制、安全な居住地への人口集積を促進し、被害を最小限に軽減します。

(1) 誘導施策の設定

○まちづくりの方針と誘導施策の関係を示します。

・誘導施策は、まちづくりの課題解決を目指すまちづくりの方針と連動して推進します。

◆施策の体系(案)

分野	都市づくりの方針 (ターゲット)	居住	都市	交通	防災	施策・誘導方針
暮らし	方針1 定住する住みやすいまちづくり (若者定住) 【居住誘導の方針】 【公共交通ネットワークの方針】	★				【1】若者が転出しないまち、移住定住のための居住環境の創出
				★		【2】身近な道路・交通の改善
		★				【3】健康になる暮らし、身近なレクリエーション空間の活用
		★				【4】高齢者及び少子化対応の充実
環境	方針2 自然を大切にするまちづくり(持続可能な循環型社会) 【都市機能誘導の方針】 【公共交通ネットワークの方針】			★		【5】脱炭素先行都市の形成
				★		【6】自然エネルギーへの転換
						【7】地域の自然(環境)の保全(山林の乱開発の抑制)
			★			【8】農業経営の継続(後継者不足、耕作放棄地)
経済・交流	方針3 にぎやかで活気のあるまちづくり(産業振興・交流) 【都市機能誘導の方針】 【公共交通ネットワークの方針】		★			【9】土地利用による活力向上
						【10】観光・産業に資する交通の充実
			★			【11】雇用の創出
			★			【12】産業・観光による経済力向上
						【13】交流にぎわいの創出
魅力・自然	方針4 山や川や歴史を生かすまちづくり (地域資源・文化) 【都市機能誘導の方針】					【14】望みを叶えるまちの実現
						【15】地域資源の観光利用、培われてきた歴史・文化の保全・活用
						【16】新たな魅力づくり
安全・安心	方針5 安全・安心なまちづくり ※防災指針に展開 【防災の方針】					【17】自然再興(ネイチャーポジティブ)、自然資源の観光利用
						【18】災害リスクの回避
					★	【19】災害リスクの低減

※(居住)居住誘導に係る施策、(都市)都市機能誘導に係る施策、交通(公共交通ネットワークに係る施策、(防災)防災に係る施策 ※★:重点施策・事業

(1) 誘導施策の設定(居住誘導のインセンティブとなる関連事業)

★立地適正化計画における重点事業

○【移住・定住】に関する支援

施策

移住コンシェルジュ(移住・定住相談窓口)
鏡野町お試し住宅

移住体験ツアー(○定住化の促進★)

鏡野町空き家情報登録制度(空き家バンク)(○定住化の促進★)

鏡野町定住促進空き家改修事業補助金(○定住化の促進★)

鏡野町空き家片付け推進事業補助金(○安全・安心な居住環境の整備★)

鏡野町空き家活用事業所開設支援事業補助金

子育て支援事業(○子育て支援の充実★)

○【住宅支援】に関する助成・補助

施策

鏡野町定住促進空き家改修補助金(○定住化の促進★)

鏡野町空き家片付け推進事業補助金(○安全・安心な居住環境の整備★)

鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業

鏡野町住宅リフォーム事業費補助金

家庭の省エネ機器導入促進補助金

鏡野町お試し住宅

○【起業】に関する助成・補助(共通:都市機能誘導区域)

施策

鏡野町商工関係補助金

(○創業・起業等の包括的な支援による雇用と新産業の創出、
○商工業の振興★)

○【防災移住支援】に関する助成・補助

施策

災害ハザードエリアからの移転促進

(○災害ハザードエリアからの移転促進★※R2.9施行(国の制度))

○【子育て支援】に関する助成・補助

施策

子育て各種助成制度※再掲(移住・定住支援)

妊産婦歯科健康診査の助成

チャイルドシート購入助成

病児保育への対応

新生児聴覚検査の助成

育児用品(おむつ購入助成、ゴミ袋)の支給

子ども医療費給付制度

高校生通学助成制度

○【就職】に関する助成・補助

施策

新卒者等ふるさと就職奨励金

鏡野町林業就業者支援事業

就業奨励金支給事業

○【その他の情報】に関する助成・補助

施策

移住コンシェルジュ

移住・定住支援ポータル

鏡野町空き家情報

岡山県空き家情報流通システム

(1) 誘導施策の設定(誘導施設の誘導手法)

○農林産物を核とした6次産業化や農商工連携による農林水産物の成長産業化★

①地場産業とスーパーの併設した複合施設の建設を促進し、スーパーを核とした中心拠点(地場産業とスーパーの併設した複合施設)を形成

○施策「農林産物を核とした6次産業化や農商工連携による農林水産物の成長産業化」と合わせ、スーパーを核とした中心拠点(地場産業とスーパーの併設した複合施設)を国道179号沿道に誘導

※農政サイドとは今後調整

○地域医療の充実★

③新病院の建設に伴い、求心力のある地域を形成

○施策「地域医療の充実」により、国道179号沿道の集客力アップを図り、ぶんぶんファクトリーや夢広場周辺との回遊性構造を形成し、地域一帯のにぎわいを創出を図る。

○創業・起業等の包括的な支援による雇用と新産業の創出★

○商工業の振興★

②地域のポテンシャルアップにより、事業者を誘導し、中心拠点の求心力を高める

○施策「商工業の振興」により、起業、創業を支援し、事業所の誘致を図る。これにより、国道179号沿道のにぎわい創出を図る。国道179号沿道のポテンシャルアップを図ることにより、ぶんぶんファクトリーや夢広場周辺を結ぶ拠点化を図り、居住誘導を推進するとともに、都市機能(スーパー)の誘導を図る。

5. 防災指針(ハザードについて再確認)

(1) 防災上の課題の整理

リスク分析を踏まえ、防災・減災のまちづくりに向けた課題を整理します。

分類	防災上の課題
土砂	【町全域で各地に土砂災害特別警戒区域等の指定】 ○都市計画区域外の山間部等で急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域が多く指定 ○町全域で土砂災害警戒区域が指定 ➡居住地や各種施設の立地誘導によるリスクの回避や、避難体制の充実等によるリスクの低減が必要
洪水	【香々美川による浸水想定】 ○円宗寺地区では、香々美川の洪水浸水想定区域が広範囲に想定され、各種施設や公共交通の機能低下が懸念 ➡河川改修、流域治水の体制強化や避難体制の充実等によるリスクの低減が必要 ○家屋倒壊等氾濫想定区域として、香々美川沿川では氾濫流、河岸侵食が想定 ➡リスクの回避・低減が必要
	【吉井川による浸水想定】 ○吉井川に洪水浸水想定区域が想定され、各種施設や公共交通の機能低下が懸念 ➡河川改修や避難体制の充実等によるリスクの低減が必要 ○家屋倒壊等氾濫想定区域として、吉井川沿川では氾濫流、河岸侵食が想定 ➡リスクへの回避・低減が必要
盛土	【大規模盛土造成地】 ○都市計画区域内の瀬戸、都市計画区域外の上齋原、井坂、馬場、下森原の谷埋め型大規模盛土造成地の区域に建物が立地 ➡第2次スクリーニング計画が令和4年度に完了し、今後は安全性の把握や、必要に応じた対策工事等によるリスクの低減が必要

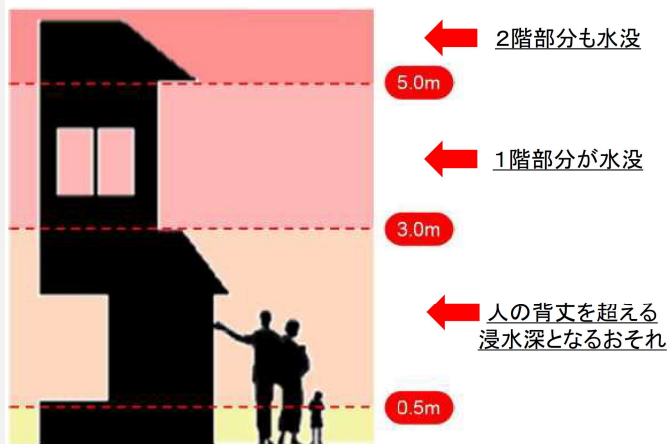
(1) 防災上の課題の整理【水災害のリスク】

【水災害におけるリスクの概要】

- ・居住誘導区域の設定にあたっては、浸水による人的被害のリスクの程度を検討することが重要です。
- ・本町の洪水浸水想定区域(L2)は、浸水深3m未満(一部5m未満)や家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流と河岸侵食の2種類)が想定されています。
- ・居住誘導区域の設定では、庁舎や本町の都市構造の成立に不可欠なエリアを含むことが必要なため、浸水深3m未満(一部5m未満)や河岸侵食の想定区域を含めることとしています。このため、防災指針等により十分な対策を図る必要があり、町民の理解が不可欠となります。

◆浸水深と人的被害のリスクについて

- ・人的被害のリスクの程度は、一般的な家屋の2階が水没する浸水深5mや、2階床下部分に相当する浸水深3mを超えているかが一つの目安となり、2階への垂直避難が困難な居住者の有無にも注意することが重要



◆氾濫流

- ・河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域



◆河岸侵食

- ・洪水等で川の流れる勢いにより地面が削り取られることで、家屋の構造(木造・非木造等)などとは関係なく壊れる危険性がある範囲



(2)防災まちづくりの将来像と対応方針

災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施します。
対応方針となる「防災まちづくりの将来像」は以下のとおりとします。

■立地適正化計画における将来都市像(案)

○これからの鏡野町キャッチフレーズ(鏡野町合併20周年記念)

花ひらき 未来へ駆ける 鏡野町

—誰もが いきいきと住み続けることのできる 鏡野の郷—

「暮らしのまち こころのふるさと鏡野」の実現

※上位関連計画、第1回策定委員会に基づき、都市づくりの将来像として設定

■防災上の対応方針

【防災のための方針】

生命を守るまちづくり

災害リスクの低い都市づくり▶▶▶減災、安全・安心の取組を進めます

○災害に強いまちづくり

①災害リスクの低減(減災)

:地震、台風、洪水や土砂災害等の災害リスクに対して、安全な居住環境を形成します。

②災害リスクの回避(軽減)

:災害の危険性の高い居住地の抑制、安全な居住地への人口集積を促進し、被害を最小限に軽減します。

(3)取組方針と具体的な取組

災害リスク分析と課題に対応した即地的な取組方針を以下に示します。

地震・盛土

リスクの低減

- 南海トラフ巨大地震による震度分布「震度5弱」、液状化危険度分布「低い」の範囲が存在し、発災時において、建物の倒壊等の恐れ
 - 谷埋め型大規模盛土造成地の区域に建物が立地(都市計画区域外の馬場、下森原、井坂、上齋原)
- 【共通】
- ・防災対策等の充実(建物の耐震診断・耐震改修の促進)

土砂

リスクの低減

リスクの回避

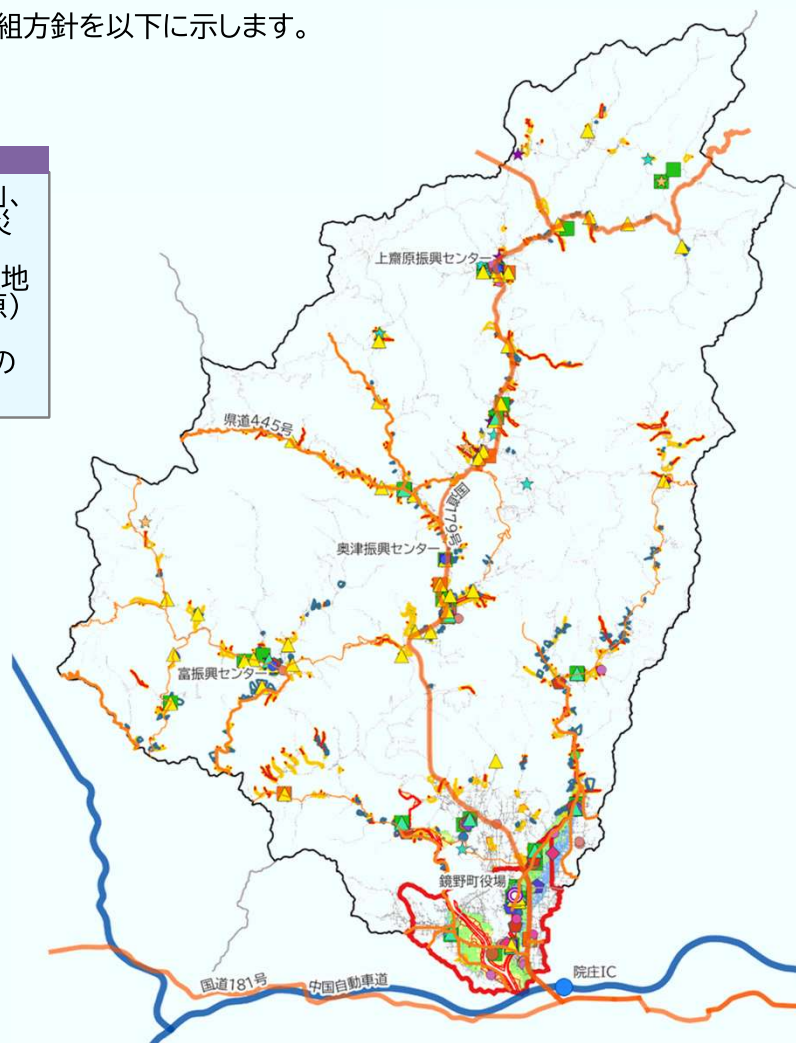
- 発災時において、各地域の孤立化の恐れ
- 【共通】
- ・緊急輸送道路の迂回路、複線化により交通の遮断を防止
 - ・防災対策の充実(安全な居住地の形成、防災工事等)
 - ・自主防災組織等による備蓄の促進
 - ・レッドゾーンからの移転

土砂

リスクの低減

リスクの回避

- 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害(特別)警戒区域が、都市計画域外の山間部や国道179号沿道に点在
- 【共通】
- ・防災情報の提供、避難計画の策定
 - ・防災工事の実施
 - ・レッドゾーンからの移転



教育機能

- 小学校
- 中学校

文化・スポーツ・レクリエーション機能

- ★ スポーツ施設
- ★ レクリエーション施設
- ★ 文化施設

洪水浸水想定区域(想定最大規模)

- 0.5m未満
- 0.5m以上～3.0m未満
- 3.0m以上～5.0m未満
- 5.0m以上～10.0m未満
- 10.0m以上～20.0m未満

家屋倒壊等氾濫想定区域

- 河岸浸食
- 氾濫流

土砂災害

- 急傾斜地崩壊危険区域
- 地すべり防止区域

土砂災害特別警戒区域

- 急傾斜地の崩壊
- 土石流

土砂災害警戒区域

- 急傾斜地の崩壊
- 土石流
- 地すべり

緊急輸送道路

- 第1次緊急輸送道路
- 第2次緊急輸送道路

避難場所

- 指定緊急避難場所
- 指定避難場所

- 行政区域
- 都市計画区域

交通

- 高速IC
- 主要道路
- 高速道路
- 国道
- 主要地方道・県道
- 県道
- 主要地方道

都市機能

- 役場等
- 町役場
- 公立公民館
- 集会施設

商業機能

- コンビニ
- スーパー

金融関連機能

- 銀行
- 郵便局

医療機能

- 病院
- 診療所

子育て支援機能

- 子育て支援センター等
- 認定こども園
- 保育園
- 幼稚園

(3)取組方針と具体的な取組

災害リスク分析と課題に対応した即地的な取組方針を以下に示します。

○ 居住誘導区域に係る範囲

地震・盛土

リスクの低減

- 谷埋め型大規模盛土造成地の区域に建物が立地(瀬戸)
- ・防災設備等の充実
- ・建物の耐震診断・耐震改修の促進

洪水

リスクの低減

リスクの回避

- 最大3.0m未満の浸水範囲に医療機能、高齢者福祉機能、子育て支援機能の施設が立地(竹田、寺元)
- ・避難場所・避難路の確保、避難計画の充実、浸水リスクの情報提供
- ・建物の防災機能強化
- ・居住誘導区域からの除外

土砂

リスクの低減

リスクの回避

- 土砂災害警戒区域(土石流)に建物が存在(下原)
- ・防災情報の提供、避難計画の策定
- ・防災工事の実施
- ・居住誘導区域からの除外

洪水

リスクの低減

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)に建物が存在(竹田、寺元など沿川部)
- ・避難場所・避難路の確保、避難計画の充実、浸水リスクの情報提供

洪水

リスクの低減

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)(第1次緊急輸送道路が立地)
- ・緊急輸送道路の迂回路、複線化により交通の遮断を防止

土砂

リスクの低減

リスクの回避

- 地すべり防止区域及び土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊、地すべり)に建物が存在(円宗寺)
- ・防災情報の提供、避難計画の策定
- ・防災工事の実施
- ・レッドゾーンからの移転
- ・居住誘導区域からの除外

洪水

リスクの低減

リスクの回避

- 最大3.0m未満の浸水(第1次緊急輸送道路が立地)
- ・緊急輸送道路の迂回路、複線化により交通の遮断を防止
- ・居住誘導区域からの除外(吉原)

洪水

リスクの低減

リスクの回避

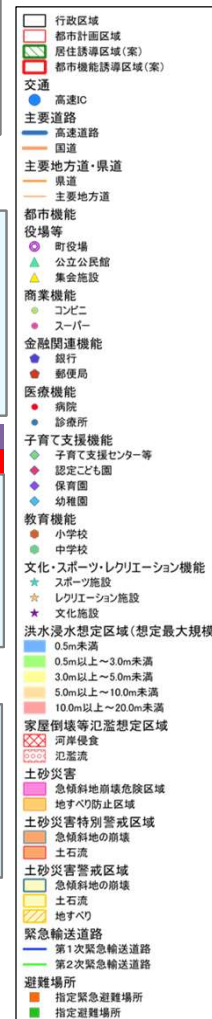
- 最大3.0m未満の浸水範囲に医療機能、高齢者福祉機能、子育て支援機能の施設が立地(古川)
- ・避難場所・避難路の確保・建物の防災機能強化
- ・浸水リスクの情報提供、避難計画の充実
- ・居住誘導区域からの除外

洪水

リスクの低減

リスクの回避

- 浸水深3.0m以上の区域に建物が立地(薪森原、真加部、下原)
- ・避難場所・避難路の確保、避難計画の充実、浸水リスクの情報提供
- ・建物の防災機能強化
- ・居住誘導区域からの除外



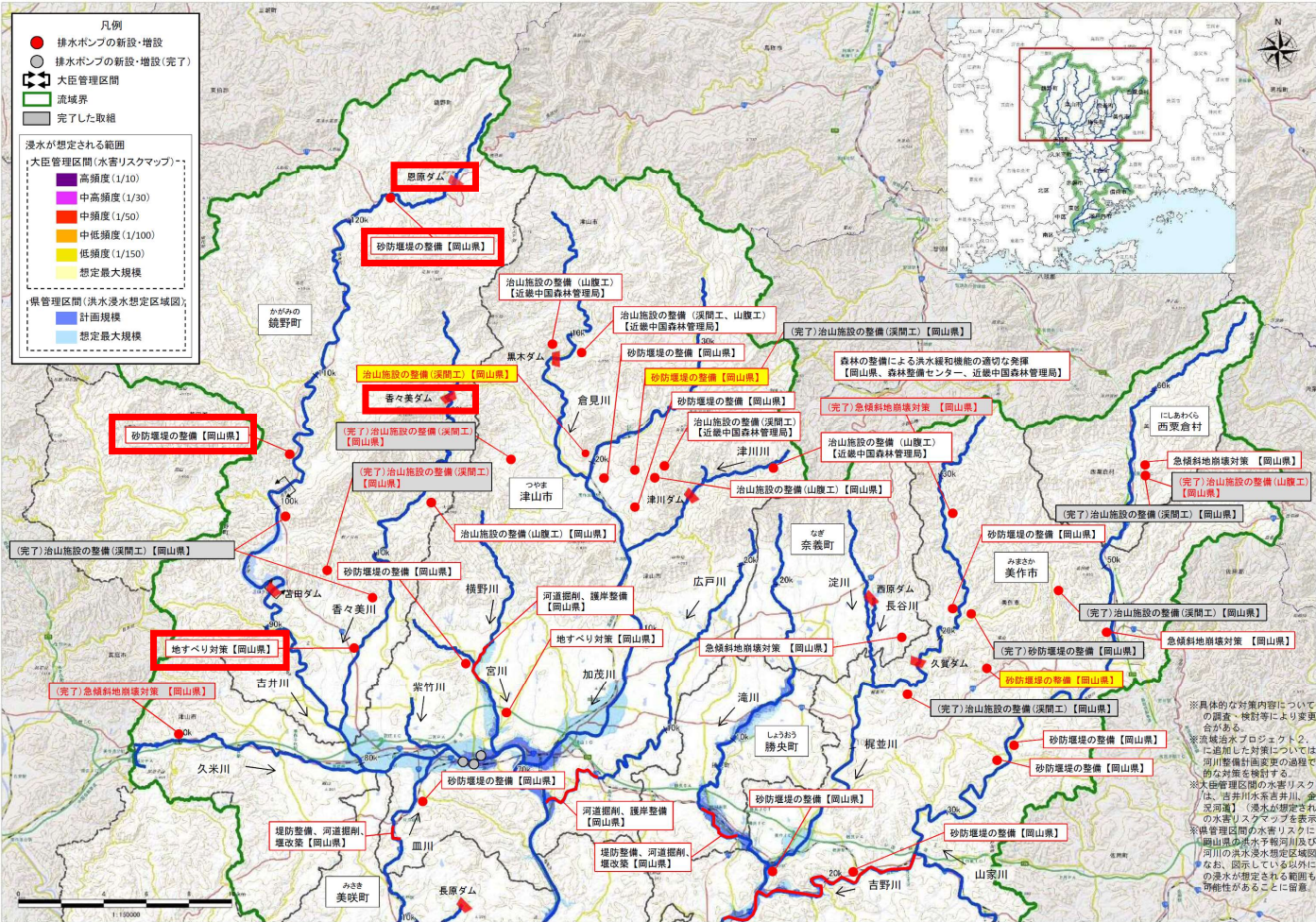
※家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)の全域を対象

(3)取組方針と具体的な取組【岡山県におけるハード・ソフト対策】

吉井川水系流域治水プロジェクト【位置図（分割版）】（3/3）

R6.3(2.0策定)

本町における河川事業



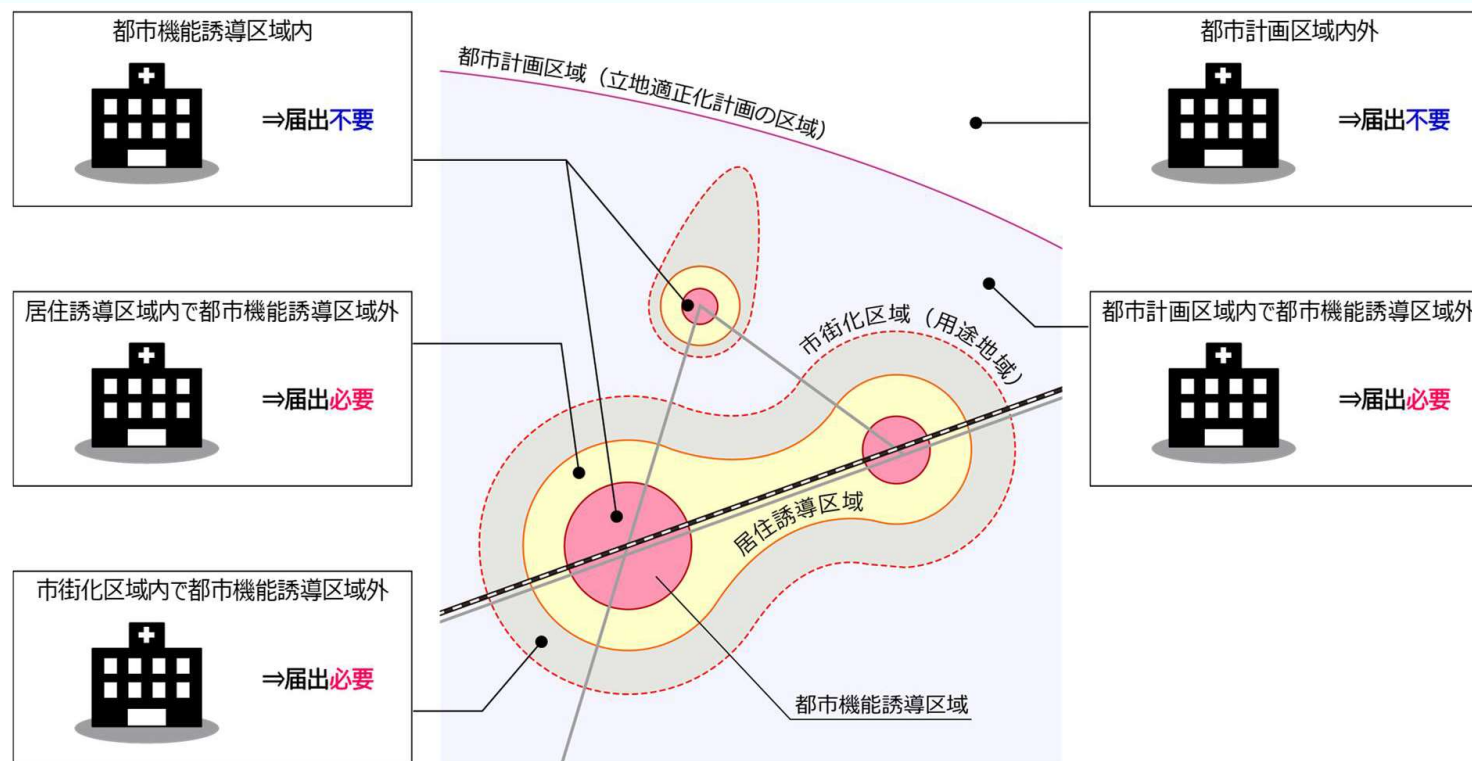
出典:吉井川水系流域治水プロジェクト(R6.3 岡山県)

6. 届出制度・施策の評価等

(1) 届け出・勧告制度(都市機能誘導区域外)

■都市機能誘導区域外における届出・勧告制度(都市再生特別措置法第108条)

- ・届出制は、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度
- ・都市機能誘導区域外の区域で、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、原則として町長への届出が義務付け
- ・開発行為等に着手する30日前までに届出が必要
- ・届出内容どおりの開発行為等が行われた場合、何らかの支障が生じると判断した場合は協議・調整し、不調の場合は必要に応じて「勧告」



(1) 届け出・勧告制度(都市機能誘導区域内における休廃止)

■都市機能誘導区域内における休廃止に係る届出・勧告制度(都市再生特別措置法第108条の2)

- ・休廃止に係る届出制は、本町が既存建物・設備の有効活用など機能維持に向けて手を打てる機会を確保するための制度
- ・都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、町長への届出が義務付け
- ・誘導施設を休止又は廃止しようとする日の30日前までに、届出を行うこと
- ・新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認める場合は、必要に応じて「助言・勧告」



(2) 施策の評価

■ おおむね5年毎に施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めることが必要（都市再生特別措置法第八十四条）

(1) 居住誘導に関する目標値

○ いつまでも住み続けられる持続可能な暮らしが確保されるよう、一定水準の**人口規模が維持**されることを目標とします。

目標指標		現状値 令和2年 (2020年)	検証値 令和22年 (2040年)	目標値 令和27年 (2045年)
生活利便性	居住誘導区域内における人口密度(人/ha)	16.8人/ha	16.3人/ha (14.2人/ha)	16.2人/ha (13.6人/ha)

※()内の数値は社人研(パターン1)の場合の区域内人口1,404人)の場合。
・検証値 16.3人/haは居住誘導の取組により、居住誘導区域外から居住誘導区域へ207人の誘導を図り、何もしなかった場合に比べ2.1ha/人の向上を目指すものです。
・目標値は現状値と検証値に基づく趨勢値として算出しています。(検証値は国勢調査令和2年(2020年)に基づき算出)
出典: R2 国勢調査、R22 国立社会保障・人口問題研究所推計

(2) 都市機能誘導に関する目標値

○ まちなかでの活動や交流により、町全体のにぎわいを牽引するよう**な都市機能を誘導**することを目標とします。

目標指標		現状値 令和2年(2020年)	目標値 令和27年(2045年)
生活利便性	都市機能誘導区域に占める誘導施設割合(%)	72.7%	100.0%

※新たな機能の誘導を想定している施設を誘導することで3施設の増加を目指します。
現状=8/11=72.7% 目標=11/11=100.0%
※都市機能の徒歩圏における平均人口密度(人/ha)(=暮らしに必要な生活サービス機能(行政機能、商業機能、医療機能、金融関連機能)の徒歩圏800m圏内の人口密度)は「(1) 居住誘導に関する目標値等(居住誘導区域内における人口密度(人/ha))」と同じとなるため、ここでは採用していない。

(3) 交通に関する目標値

○ 交通ネットワークの維持を図るため、バス路線(公共交通ネットワーク)沿線の人口密度の維持および公共交通サービスの向上により、**公共交通利用者の維持**を目標とします。

目標指標		現状値 令和6年(2024年)	目標値 令和27年(2045年)
生活利便性	公共交通機関の分担率(路線バス平日)(%)	1.7%	1.7%程度

※居住地別端末含む交通手段別分担率(平日休日別)平日路線バス 1.7%(休日0.1%)(出典: 岡山県パーソントリップ調査報告書 追加・増補版(令和6年3月 岡山県))を施策により維持を目指します。
※施策: タクシー利用助成制度の創設、福祉バスを含め、路線バスの再編の検討、ダイヤ改編にあたって各路線バスとの乗り継ぎが可能となるよう設計等
※(参考)県平均: 平日 2.2%、休日 1.4%

(4) 防災に関する目標値

○ 住宅等の建築や開発行為等の規制があるレッドゾーンについて、災害の危険性の高い居住地の抑制、安全な居住地への人口集積を促進し、**被害を最小限に軽減**することを目標とします。

目標指標		現状値 令和4年(2022年)	目標値 令和27年(2045年)
安全・安心	防災上危険性が懸念される地域の建物の中の建物戸数割合(建物用地内)の割合(%)	16.5%	11.1%

○現状値
・防災上危険性が懸念される地域の建物の中の建物用地の割合(%) : 16.5% (= 240戸 / 1,458戸)
・レッドゾーンに立地する総建物数1,458戸(全町)、レッドゾーンに立地する建物用地内の戸数240戸(全町)
○目標値
・防災上危険性が懸念される地域の建物の中の建物用地の割合(%) : 11.1% (= {162戸 (= 240戸 - 78戸)} / 1,458戸)
・レッドゾーンに立地する建物用地内の移転目標戸数78戸(全町) (= 240戸 × 32.5%)
・32.5% : 住み替えたい場所(買い物など不自由なく日常生活がおくれるところ)(出典: 鏡野町都市計画マスタープラン・立地適正化計画における町民アンケート調査(R5.12))
出典: レッドゾーン(国土数値情報(R4))、建物(基盤地図情報(R5))

(2) 施策の評価

(5) 行政運営に関する目標値

○市民が健康で住み続けられるまちとするため、人口減少による**税収の減少と福祉にかかわる経費の増加の抑制**を目標とします。

目標指標		現状値 令和 2 年度(2020 年)	目標値 令和 27 年(2045 年)
行政運営	歳出に対する扶助費の割合(%)	6.3%	6.3%程度

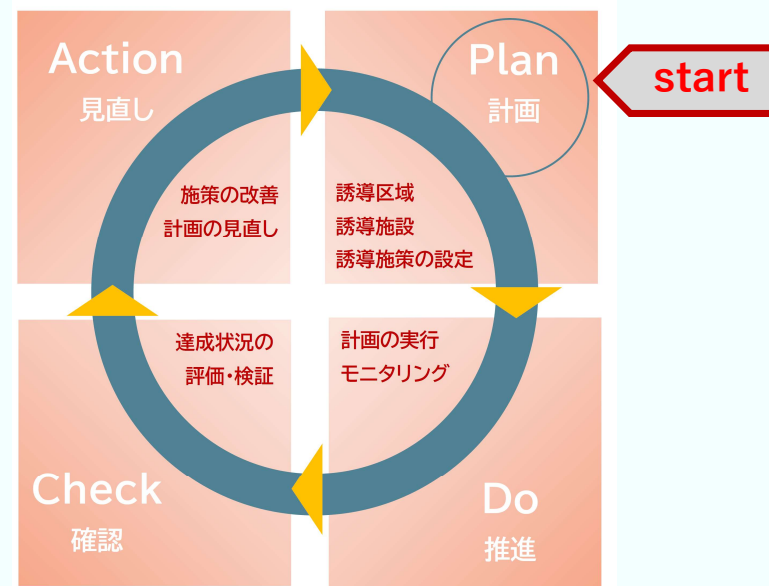
※扶助費：児童福祉法、老人福祉法などにに基づき、被扶助者に対して支給する費用、各種サービスに必要な経費などを「健康になる暮らし、身近なレクリエーション空間の活用(健康づくりの推進(都市再生整備計画)など)」などの施策により、市民すべての健康寿命の延伸に向け、できる限り扶助費の現状維持を目指します。

※歳出：令和 2(2020)年度(合計 134.4 億円、扶助費 8.5 億円)

出典：鏡野町資料(財政状況資料集(R3))

(3) 評価・見直し

- 概ね**5年毎**に施策の実施状況について、調査、分析及び評価を実施
- あわせて届出制度の運用状況を把握し、将来像の実現に向けて、まちづくりの進行を検証
- また、上位計画である鏡野町総合計画の改定や、関連法令、都市計画運用指針等の改正、将来人口見通しなどが大きく変化した場合には、必要に応じ計画の見直しを実施



<巻末資料>

1. 計画の概要

(1)計画の概要

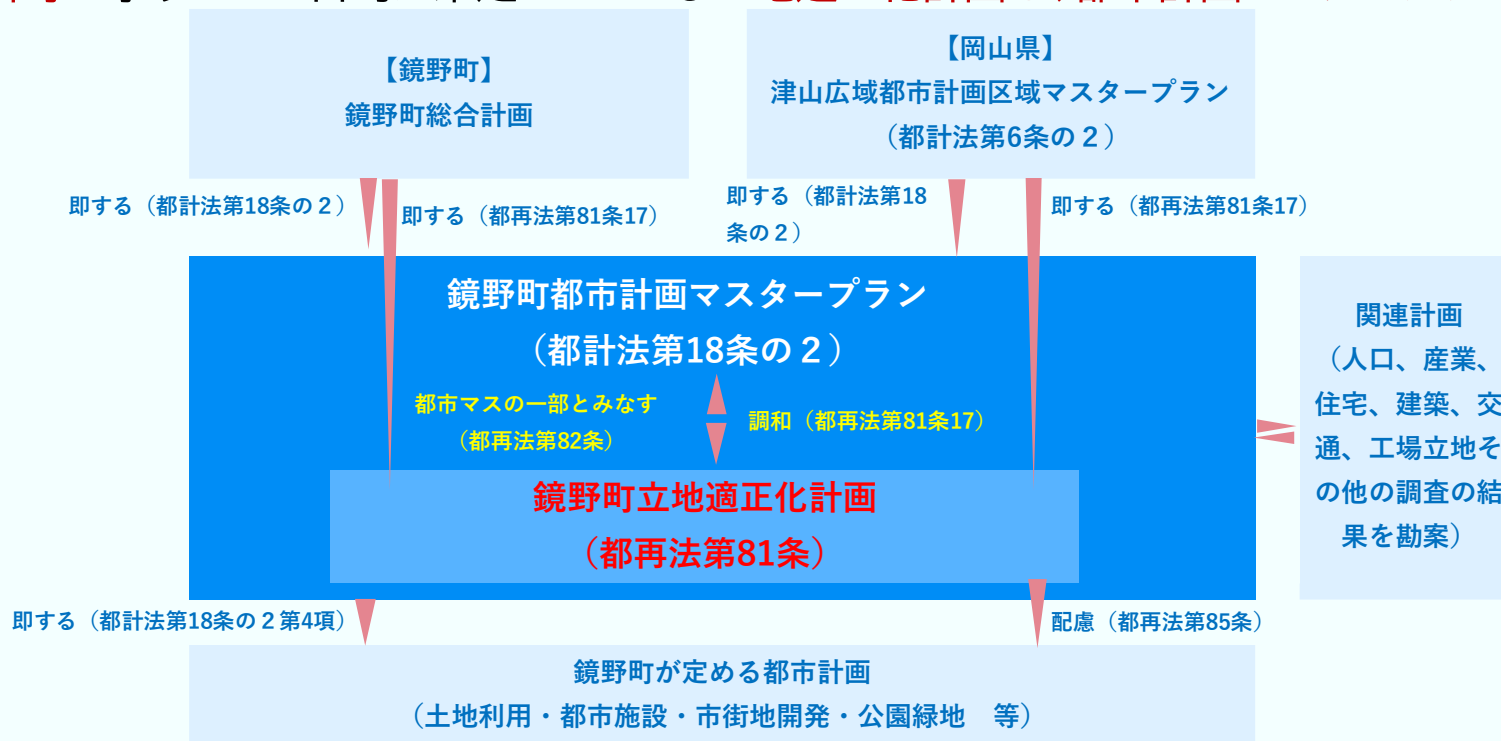
1. 目的

- 本町の特性に応じた**持続可能な都市構造**の構築
- 誰もが**安心して暮らせる快適な生活環境**の実現

○都市計画の指針等を示すことを目的に策定

2. 位置づけ

- 鏡野町総合計画(策定中)、津山広域都市計画区域マスタープラン等が都市計画マスタープランと立地適正化計画の上位計画
- 立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部



※都計法：都市計画法 ※都再法：都市再生特別措置法

(1)計画の概要

3. 計画期間

○概ね20年後の都市の姿を展望

計画期間

○令和7(2025)年度→令和27(2045)年度

4. 対象区域

都市計画マスタープラン

○検討の範囲:行政区域

立地適正化計画

○都市計画制度の範囲:都市計画区域

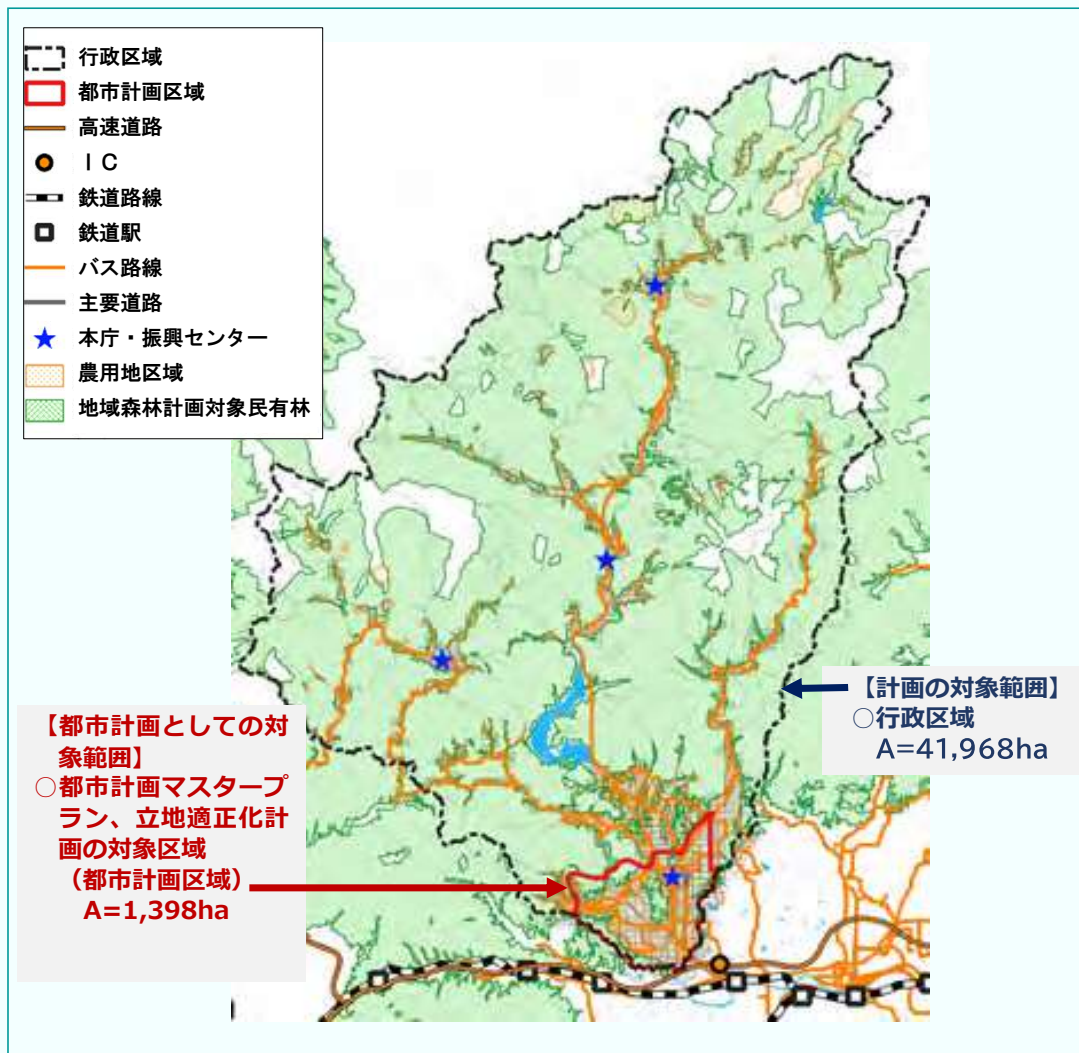
(津山広域都市計画区域の鏡野町の区域)

※【基準値】について

○本町独自調査データ▶基準値:令和6年(2024)年

○国勢調査データ▶基準値:令和2(2020)年→目標値:令和22(2040)年

○将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所):令和22(2040)年あるいは令和27(2045)年までを参照とする。



<巻末資料>

2. 立地適正化計画

(1)まちづくりの方針(将来像・施策の体系)

上位関連計画等のまちづくりの理念を踏まえつつ、町の課題、住民意見(アンケート、策定委員会等)に基づいて設定

まちの将来像

○これからの鏡野町キャッチフレーズ(鏡野町合併20周年記念)

花ひらき 未来へ駆ける 鏡野町

◇時代の潮流と町の社会的な課題

- 1.地域活力の低下への懸念
- 2.地方の魅力向上
- 3.関係住民がまちづくりに参加できる体制
- 4.誰もとり残されない包摂的な地域づくり
- 5.良好な環境と美しい景観の維持・確保
- 6.地方創生においても、Society5.0を実現
- 7.減災対策、町土の強靱化
- 8.いつまでも暮らしていける社会づくり
- 9.健康寿命の延伸

資料：鏡野町第2次総合計画後期計画に基づき構成

◇まちづくりに係る町民の意向

- 住まい周辺の住環境への意向
- 今後のまちづくりへの意向
- まちづくりの施策への意向

◇上位関連計画におけるまちづくりの方向

- 津山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(地域毎の市街地像(鏡野地域))
- 「鏡野町第2次総合計画後期基本計画かがみの創生総合戦略」
- 鏡野町過疎地域持続的発展市町村計画(社会経済的発展の方向の概要)

◇都市づくりの課題(現況のまとめ)

- 課題1 人口減少・少子高齢化への備え
- 課題2 都市基盤・ストック・都市機能の持続的な活用(集約型都市構造・住宅環境の向上)
- 課題3 公共交通のサービス水準の低下
- 課題4 地形構造に起因する水災害と土砂災害への懸念
- 課題5 持続的な都市経営の推進

(1)まちづくりの方針(将来像・施策の体系)

上位関連計画、社会潮流、現況からみたまちづくりの課題及び庁内各課への施策の照会を踏まえ、まちづくりの施策の体系を整理すると以下のようになります。

都市計画の将来像(案)	マクロの課題	都市づくりの分野	視点	まちづくりの方針	対応する施策 ※上位計画、社会潮流、現状の課題、住民意見からみた施策
都市計画マスタープラン 立地適正化計画の将来像 ー誰もが いきいきと 住み続けることのできる 鏡野の郷ー 「暮らしのまち こころのふるさと 鏡野」の実現	○人口減少社会における暮らしの機能の衰退	暮らし	○視点1 いかに <u>住み続けた いまち</u> をつくるか	方針1 定住する住みやすいま ちづくり(若者定住) ※居住誘導、交通ネッ トワークの方針に展 開	【1】若者が転出しないまち、 移住・定住 の ための居住環境の創出 【2】身近な 道路・交通 の改善 【3】健康になる 暮らし 、身近な レクリエー ション空間 の活用 【4】 高齢者及び少子化対応 の充実
		環境	○視点2 豊かな自然を有す るまちとして、社 会課題の 環境問題 に向き合う 暮らし のまち をどうつく るか	方針2 自然を大切にするまち づくり(持続可能な循 環型社会)	【5】 脱炭素先行都市 の形成 【6】 自然エネルギー への転換 【7】地域の 自然の保全 (山林の乱開発の抑制) 【8】 農業経営の継続 (後継者不足、耕作放棄地)

(1)まちづくりの方針(将来像・施策の体系)

都市計画の将来像	マクロの課題	都市づくりの分野	視点	方針	対応する施策 ※上位計画、社会潮流、現状の課題、住民意見からみた施策
都市計画マスタープラン 立地適正化計画の将来像 ー誰もが いきいきと 住み続けることのできる 鏡野の郷ー 「暮らしのまち こころのふるさと 鏡野」の実現	○集落点在型 都市構造に 起因し、核と なる求心力 が脆弱	経済 ・交流	○視点3 いかに <u>求心力があ り、活力のあるま ち</u> をつくるか	方針3 <u>にぎやかで元気</u> なまちづ くり(産業振興・交流) ※都市機能誘導(誘導施 設)、交通ネットワー クの方針に展開	【9】 <u>土地利用による活力向上</u> 【10】観光・産業に資する <u>交通</u> の充実 【11】 <u>雇用</u> の創出 【12】 <u>産業・観光</u> による経済力向上 【13】 <u>交流にぎわい</u> の創出 【14】 <u>望みを叶える</u> まちの実現
		魅力 ・自然	○視点4 いかに <u>地域の魅力 を生かす</u> か	方針4 <u>山や川や歴史を生かす</u> ま ちづくり(地域資源・文 化)	【15】 <u>地域資源</u> の観光利用、培われてきた 歴史・文化の保全・活用 【16】 <u>新たな魅力</u> づくり 【17】 <u>自然再興(ネイチャーポジティブ)</u> 、自 然資源の観光利用
	○地形構造に 起因する水 害と土砂災 害への懸念	安全 ・安心	○視点5 いかに <u>安全・安心</u> への備え(危機管 理)を進めるか	方針5 <u>安全・安心</u> なまちづくり ※防災の方針 ・防災指針に展開	【18】災害 <u>リスク</u> の回避 【19】災害 <u>リスク</u> の低減

(2)都市の骨格構造(将来都市構造)

機能に応じた拠点(地域都市拠点、農村交流拠点、産業拠点、レクリエーション拠点及び高次都市拠点)と軸(国土連携軸、地域連携軸、生活軸)としての交通ネットワークにより、骨格構造を形成します。

○都市・農村共生社会の実現を目指し
「集約型都市構造」を形成します



図 将来都市構造図(案)

(2)都市の骨格構造(将来都市構造)

都市計画区域

○コンパクトで求心力のある中心部を形成します



〔()は立地適正化計画における拠点の位置づけ〕

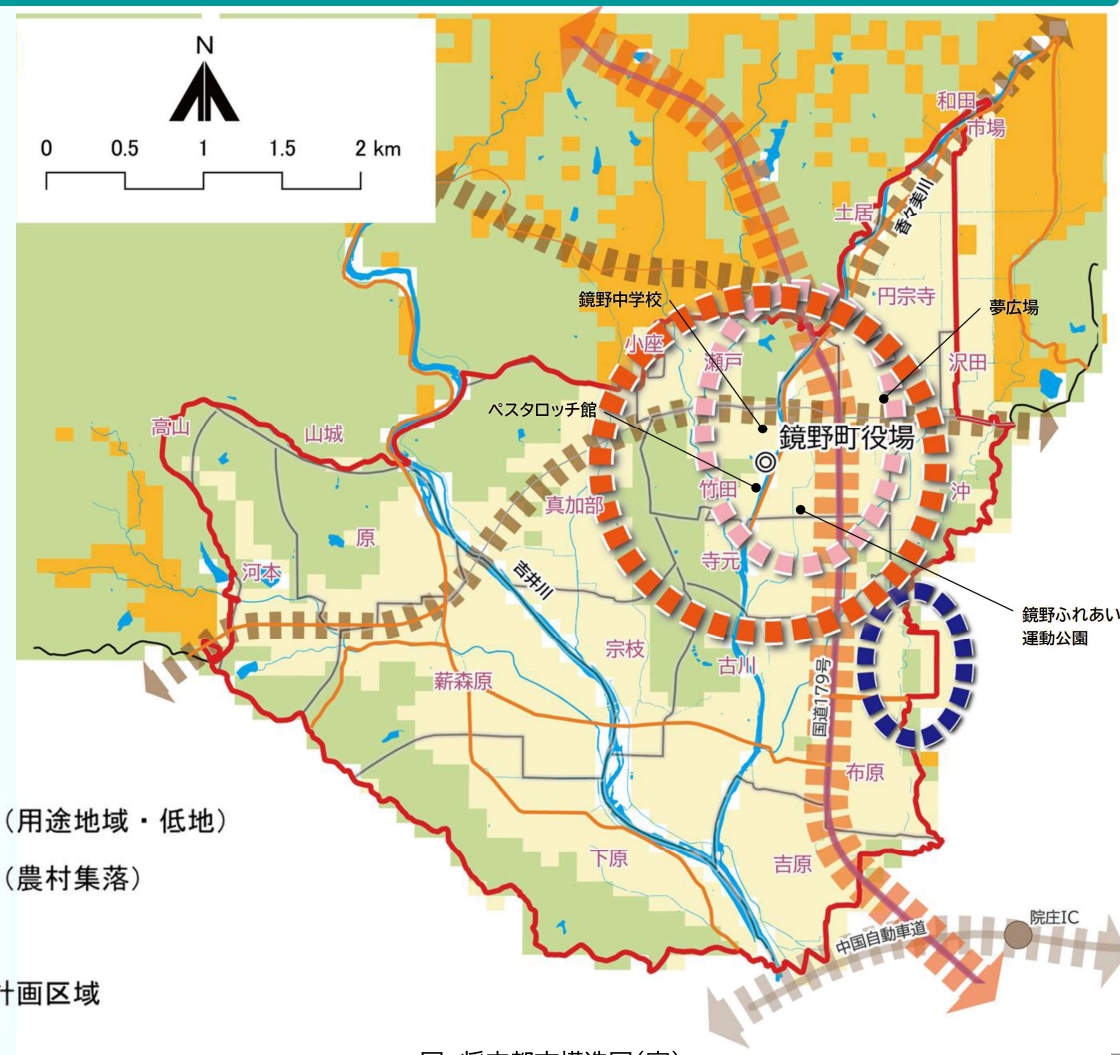


図 将来都市構造図(案)

(2)都市の骨格構造(拠点・軸・ゾーンの位置づけと考え方)

拠点		考え方
広域 拠点	高次都市拠点※ 	・広域的圏域の拠点(高次都市機能を有する津山市街地) ・圏域とする行政、商業・業務、医療・福祉、教育・文化などの集積した市街地を形成 ・県北の中心拠点として周辺地域との公共交通について利便性向上を促進
拠点	地域都市拠点※ (中心拠点) ※共通:立地適正化計画の拠点 	・鏡野町役場に近接する既成市街地 ・行政機能などの都市機能を維持、居住や都市機能を誘導により拠点機能を強化 ◇立地適正化計画の中心拠点(役場周辺)として位置づけ ・各所からの公共交通アクセス性に優れ、行政中枢機能、病院、商業集積などの都市機能を提供する拠点
	農村交流拠点 (地域生活拠点) (小さな拠点) ※共通:立地適正化計画の拠点  	・集落の中心となる小学校区、公民館などの周辺、複数の集落が集まる地域の拠点 ・地域都市拠点(中心拠点)へのアクセス性の維持・向上を図り、地域の生活サービスを維持 ・住民によるコミュニティづくりを促進 ◇立地適正化計画の地域生活拠点として位置づけ(奥津振興センターから女原) ・行政支所機能、診療所、食品スーパーなどの日常的な生活サービス機能を提供する拠点(生活拠点) ・都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分 ・富振興センター、上齋原振興センターは小さな拠点として位置づけ
	産業拠点※ 	・工業地域(津山産業・流通センター) ・物流拠点として流通業務施設を集積
	レクリエーション 拠点 	・広域・圏域のレクリエーション拠点 ・交流循環につながる観光レクリエーション機能の拡充

(2)都市の骨格構造(拠点・軸・ゾーンの位置づけと考え方)

拠点		考え方
軸	国土連携軸※ 	・近畿方面、広島・九州方面を結ぶ中国自動車道 ・各方面との連携強化を促進、院庄ICで国道179号と接続し、鏡野町内部にアクセス
	地域連携軸※  ※共通:立地適正化計画の軸	・隣接市町を結び、連携を強化するための幹線道路(国道179号など) ・国土連携軸・広域連携軸へのアクセスを強化 ※広域連携軸:都市圏間の連携強化のための、県南圏域を結ぶ施工中の地域高規格道路空港津山道路や美作岡山道路、国道53号、JR津山線を広域連携軸と位置づけ
	生活軸  ※共通:立地適正化計画の軸	・地域内の生活を支える生活軸(主な県道、町道や農道)
	水辺軸※  (河川・湖)	・吉井川(奥津湖、恩原湖)、香々美川、目木川、余川等 ・水と自然にふれあう場としてや生物多様性を確保するグリーンインフラとしての環境軸
ゾーン	低地※  (用途地域・低地)	・住宅地、商業施設などの混在する市街地等を形成する低地のゾーン ※区域マスの都市構造図は土地利用に基づく位置づけとなっており、当該地は市街地(用途地域)及び低地(農地等含む)と位置づけられています。
	低地※  (農村集落)	・集落の生活環境を守る地域(農地及び農業集落が集積する暮らしや生業の場) ・身近な自然や里山景観を保全する低地のゾーン(災害抑制や景観を守るグリーンインフラとしてのゾーン) ※区域マスの都市構造図は土地利用に基づく位置づけとなっており、当該地は低地(農地等含む)と位置づけられています。
	山林※ 	・山地や森林等の環境を守るためのグリーンインフラとしてのゾーン ・森林資源としてだけでなく、水源涵養、土砂流出防備など公益的機能としても重要であり、森林を保全・育成 ・優れた自然環境を保全(岡山県立森林公園・氷ノ山後山那岐山国定公園・湯原奥津県立自然公園、鳥獣保護区等) ※区域マスの都市構造図は土地利用に基づく位置づけとなっており、当該地は山林(保全すべき区域を含む)と位置づけられています。

※区域マスに基づく(「津山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」(H29.3岡山県))

(3) 誘導方針

将来像の実現に向け、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導の方針を以下に設定します。

居住誘導の方針

(都市づくりの方針1より)

定住する住みやすい まちづくり

に向けた居住誘導

<居住誘導のための施策>

- 若者が転出しないまち、移住・定住のための居住環境の創出
- 健康になる暮らし、身近なレクリエーション空間の活用
- 高齢者及び少子化対応の充実



都市機能の誘導方針

(都市づくりの方針3より)

にぎやかで元気な まちづくり

のための都市機能誘導

<都市機能誘導のための施策>

- 土地利用による活力向上(病院整備、学校統廃合の検討、役場の改修、病院跡地利用、空き地、空き家対策等)
- 雇用の創出(農業、病院の専門職、工場、職場環境の改善等)
- 産業・観光による経済力向上(インバウンドの活用等)
- 望みを叶えるまちの実現(津山市等との交流、関係人口の増加)



公共交通の設定方針(都市づくりの方針1及び都市づくりの方針3より)

拠点間やまちなかの回 遊性の高いまちづくり

のための交通ネットワークの形成

<公共交通ネットワーク形成のための施策>

- 身近な道路・交通の改善(人手不足、利用者に便利な交通・路線の見直し、通勤、買い物に便利な歩いて楽しいまち、地域格差の解消)
- 観光・産業に資する交通の充実



(4) 居住誘導区域の検討

Step1

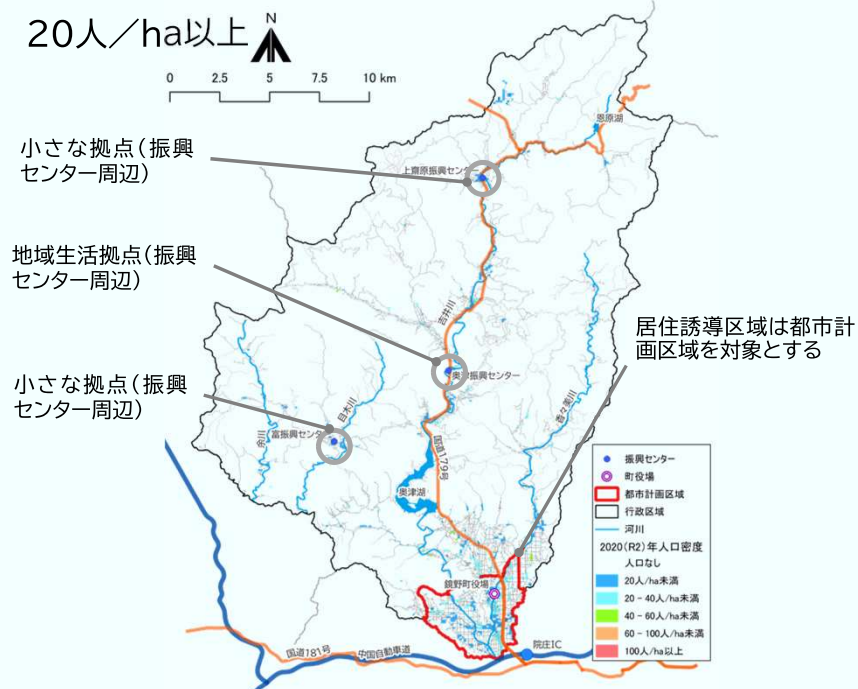
- ・ 居住誘導区域を定めることが考えられる区域の設定(プラスの要件)

■Step1-1: 都市計画区域

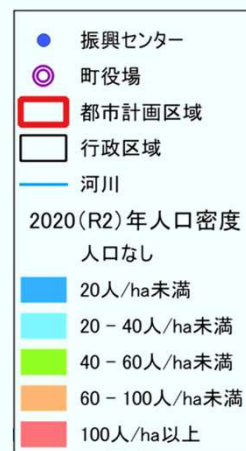
○要件1 居住誘導区域は、都市計画区域内を前提として設定

○要件2 一定の区域において人口密度を維持することとし、以下を満たす区域(都市機能や居住が一定程度集積している区域)

20人/ha以上



人口密度20人/ha以上の区域周辺を対象とする



■居住誘導区域の設定

- ・ 居住誘導区域を定めることが考えられる区域として、以下が考えられる。
 - ア 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
 - イ 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
 - ウ 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

出典:「第13版 都市計画運用指針」(国土交通省)

(4)居住誘導区域の検討

Step1

- ・居住誘導区域を定めることが考えられる区域の設定(プラスの要件)

【解説】

○要件2について

一定の区域において人口密度を維持することとし、以下を満たす区域(都市機能や居住が一定程度集積している区域)

- ・20人/ha以上の区域

<考え方>

- ・町中心部における人口密度の分布を見ると、令和2(2020)年の人口密度は、役場周辺の瀬戸、竹田や古川などで20人/ha未満、寺元などで20人/ha～40人/ha未満の集積が見られます。
- ・都市計画区域縁辺部は20人/ha～40人/ha未満の区域があり、区域外へのにじみ出しも見られます。
- ・今後もまちなかの人口密度を維持し、にじみ出しを抑制する観点から、概ね20人/ha以上のまとまりがあり、中心となる地区を形成し続けると考えられる区域を設定します。

参考

- ・都市近郊の人口密度が高い(100人/ha以上)都市で居住誘導区域の設定率が高い傾向にある一方で、人口密度がやや低い(40人/ha未満)都市でも居住誘導区域の設定率が高い都市もみられる。
- ・人口密度は、概ね20人/ha～40人/ha以上の設定となっている。



※1 対象都市は、市街化区域を有する都市で居住誘導区域を設定している都市
(2018年5月現在で立地適正化計画を策定・公表している77都市)

※2 居住誘導区域の設定率=居住誘導区域面積/(市街化区域面積-工業専用地域面積)(2018.5)

※3 人口密度=市街化区域内人口/(市街化区域面積-工業専用地域面積)(2016都市計画年報)

出典:「立地適正化計画の作成状況等について」(国土交通省)

(4)居住誘導区域の検討

Step1

- ・居住誘導区域を定めることが考えられる区域の設定(プラスの要件)

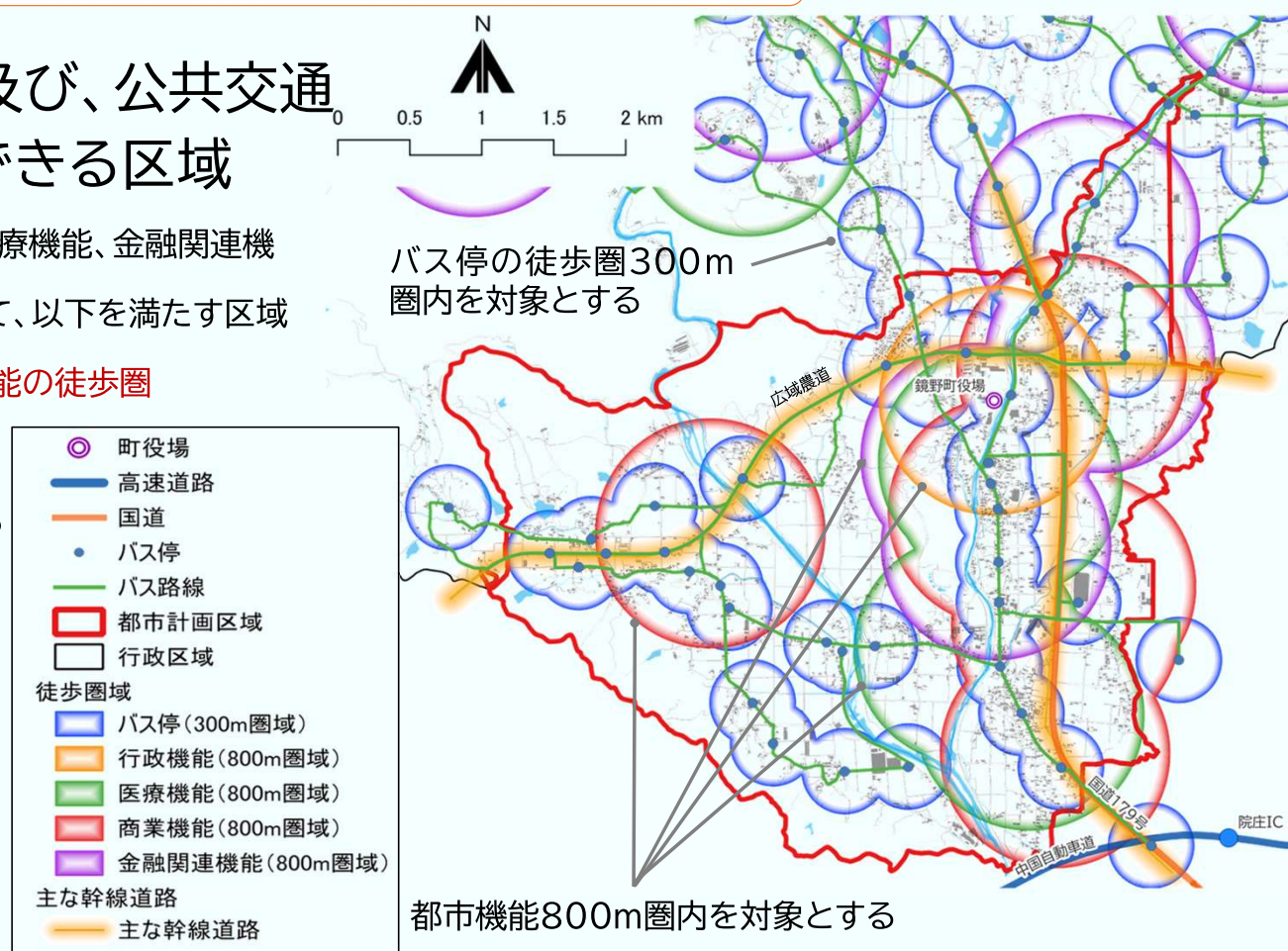
■Step1-2:都市機能の集積及び、公共交通により比較的容易にアクセスできる区域

○要件3 町民の生活を支える行政機能、商業機能、医療機能、金融関連機能等の都市機能が立地する区域を対象として、以下を満たす区域

- ・行政機能、商業機能、医療機能、金融関連機能の徒歩圏(徒歩圏800m)のいずれかを満たす圏域

○要件4 公共交通により比較的容易にアクセスできる区域

- ・都市計画区域及び中心拠点内の主な幹線となる地域連携軸(国道179号)及び生活軸(広域農道)の沿道一帯(地形地物界)
- ・バス停の徒歩圏300m



(4)居住誘導区域の検討

Step1

- ・居住誘導区域を定めることが考えられる区域の設定(プラスの要件)

【解説】

○要件3について

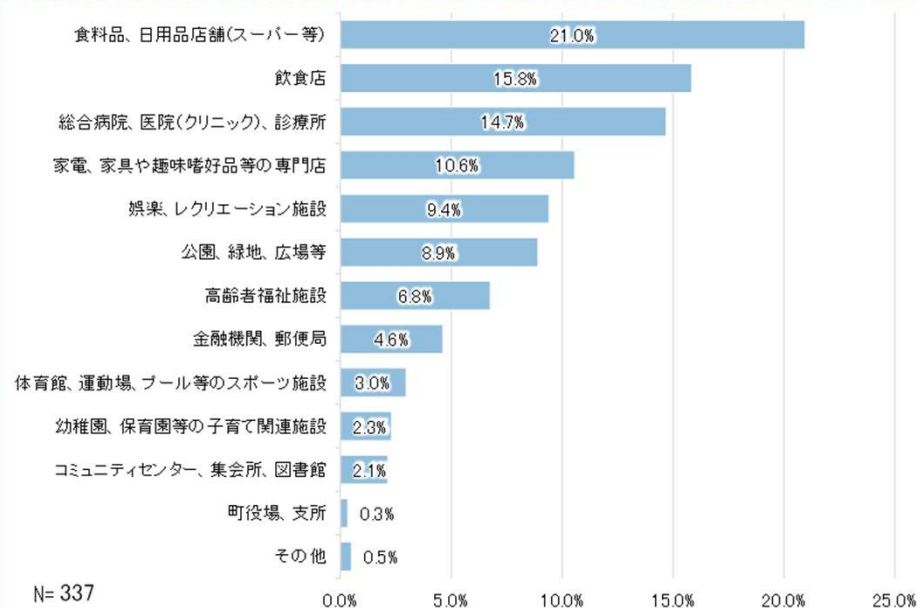
町民の生活を支える行政機能、商業機能、医療機能、金融関連機能等の都市機能が集積する区域を対象として、以下を満たす区域

- ・行政機能、商業機能、医療機能、金融関連機能の徒歩圏（徒歩圏800m）のいずれかを満たす圏域

<考え方(住民が「充実してほしい施設」について)>

- ・生活を支える都市機能(生活サービス機能)のうち、住民が「充実してほしい施設」とする商業(食料品、日用品店舗、飲食店)、医療施設を満たす区域に暮らしに不可欠な行政機能、金融関連機能を設定します。

※充実してほしい施設(町民アンケート調査):「食料品、日用品店舗(スーパー等)」(21.0%)、「飲食店」(15.8%)、「総合病院、医院(クリニック)、診療所」(14.7%)の徒歩圏(徒歩圏800m)を設定します。



(4)居住誘導区域の検討

Step1

- ・居住誘導区域を定めることが考えられる区域の設定(プラスの要件)

■ Step1-2:都市機能の集積及び、公共交通により比較的容易にアクセスできる区域

○要件5 将来想定される都市機能を含む区域に設定

- ・現在計画されている事業

【解説】

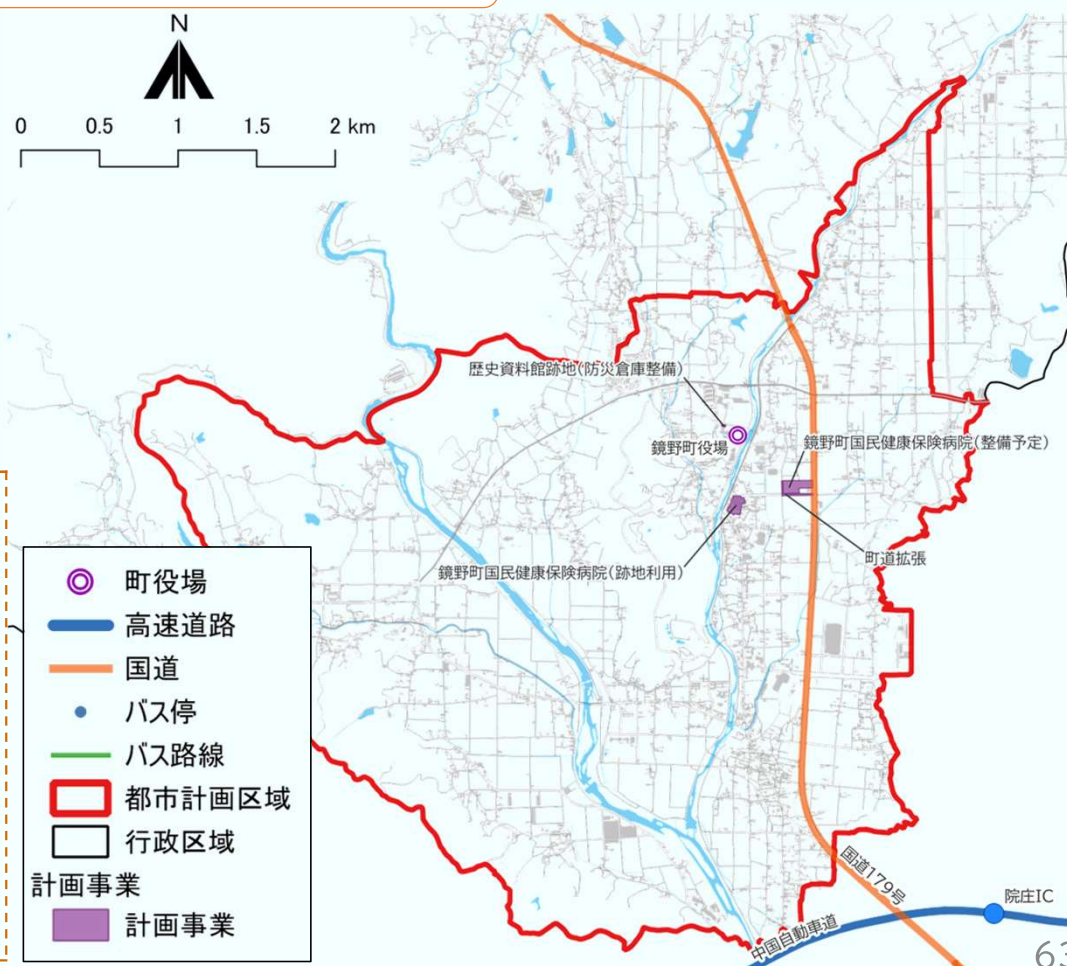
<考え方>

- ・以下に示す計画中の事業予定地を含めます。

鏡野町国民健康保険病院(整備・跡地利用)

鏡野町国民健康保険病院、鏡野ふれあい運動公園周辺の町道拡張整備

まちづくりのイメージ



(4)居住誘導区域の検討

Step2

- ・居住誘導区域に含まないことが考えられる区域の設定(マイナスの要件)

■Step2:含まない区域

- 除外要件1 居住誘導区域に含まないこととされている区域
 - ・農用地区域
- 除外要件2 原則として、居住誘導区域に含まないこととされている区域(津波、災害危険区域等)
 - ・対象なし
- 除外要件3 適当ではないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域
 - ・土砂災害警戒区域
 - ・浸水想定区域(防災指針で検討)
- 除外要件4 居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域(工業専用地域、特別用途地区等)
 - ・対象なし



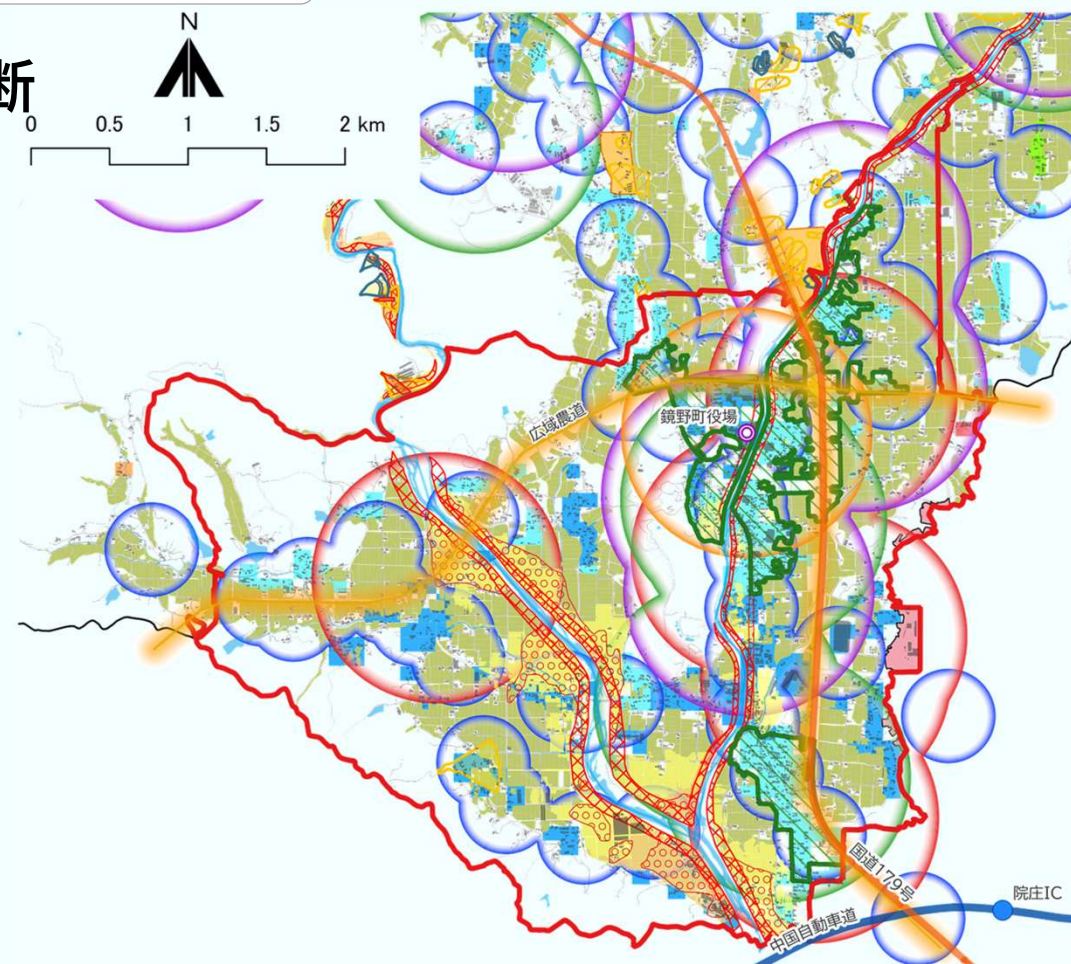
(4)居住誘導区域の検討

Step3

- ・ 居住誘導区域の設定(プラス・マイナスの要件を総合的に勘案)

■Step3:Step1 + Step2を総合的に判断

○Step1(人口密度+都市機能+交通(バス停)+計画事業) 及び
Step2(ハザードなど)の重ね合わせに基づき、総合的な判断により居住誘導区域を設定します。



(5)都市機能誘導区域の検討

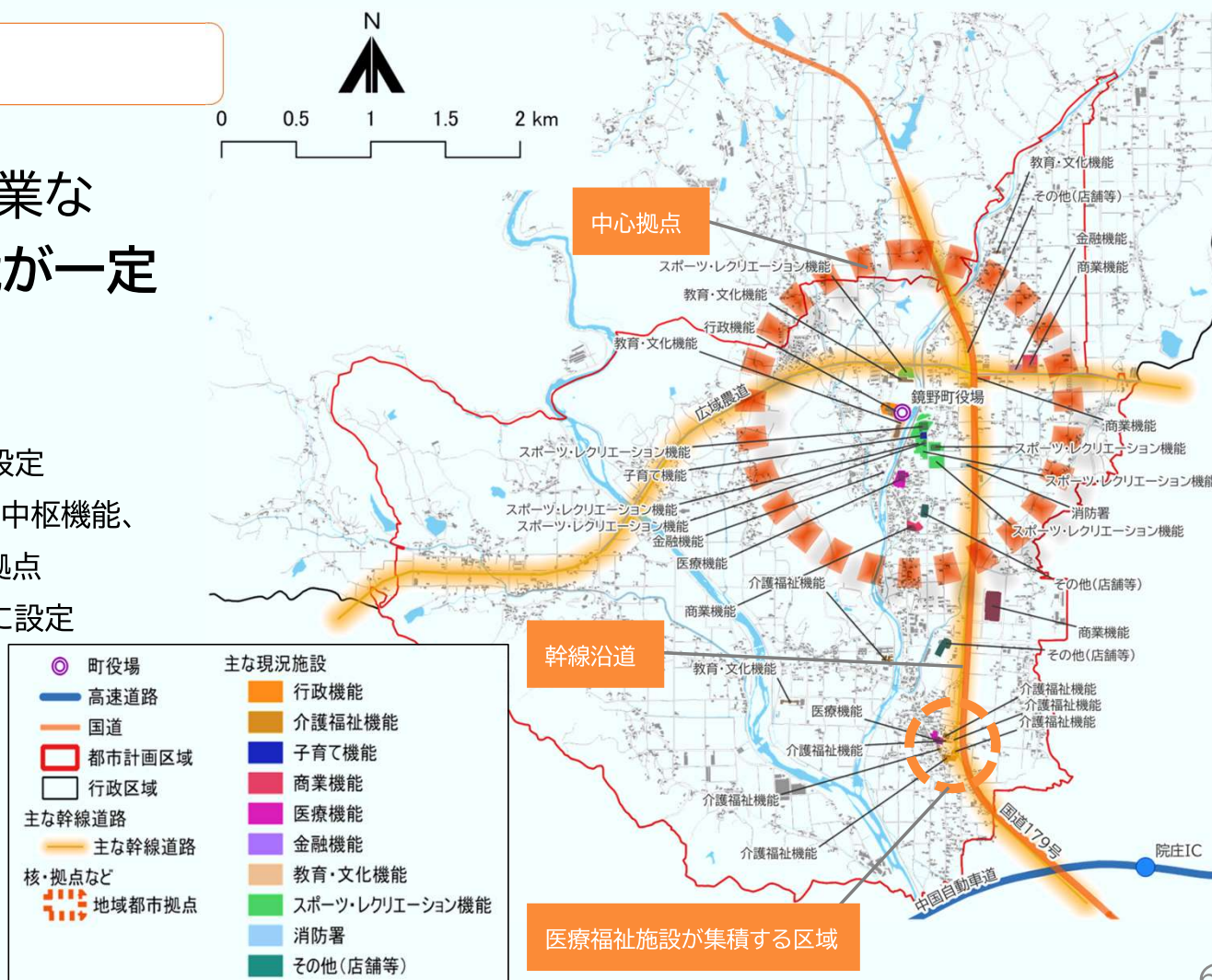
Step1

・都市の拠点となるべき区域の設定

■Step1:中心地に近い行政、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域

○要件1 中心拠点内(中心地および鏡野町役場周辺)を設定
→各所からの公共交通アクセス性に優れ、行政中枢機能、病院、商業集積などの都市機能を提供する拠点
医療福祉都市機能の集約する区域(吉原周辺)に設定
→芳野病院をはじめとする医療・福祉施設が集積する区域

○要件2 町内の幹線となる地域連携軸(国道179号)及び生活軸(広域農道)の沿道一帯(地形地物界)に設定



(5)都市機能誘導区域の検討

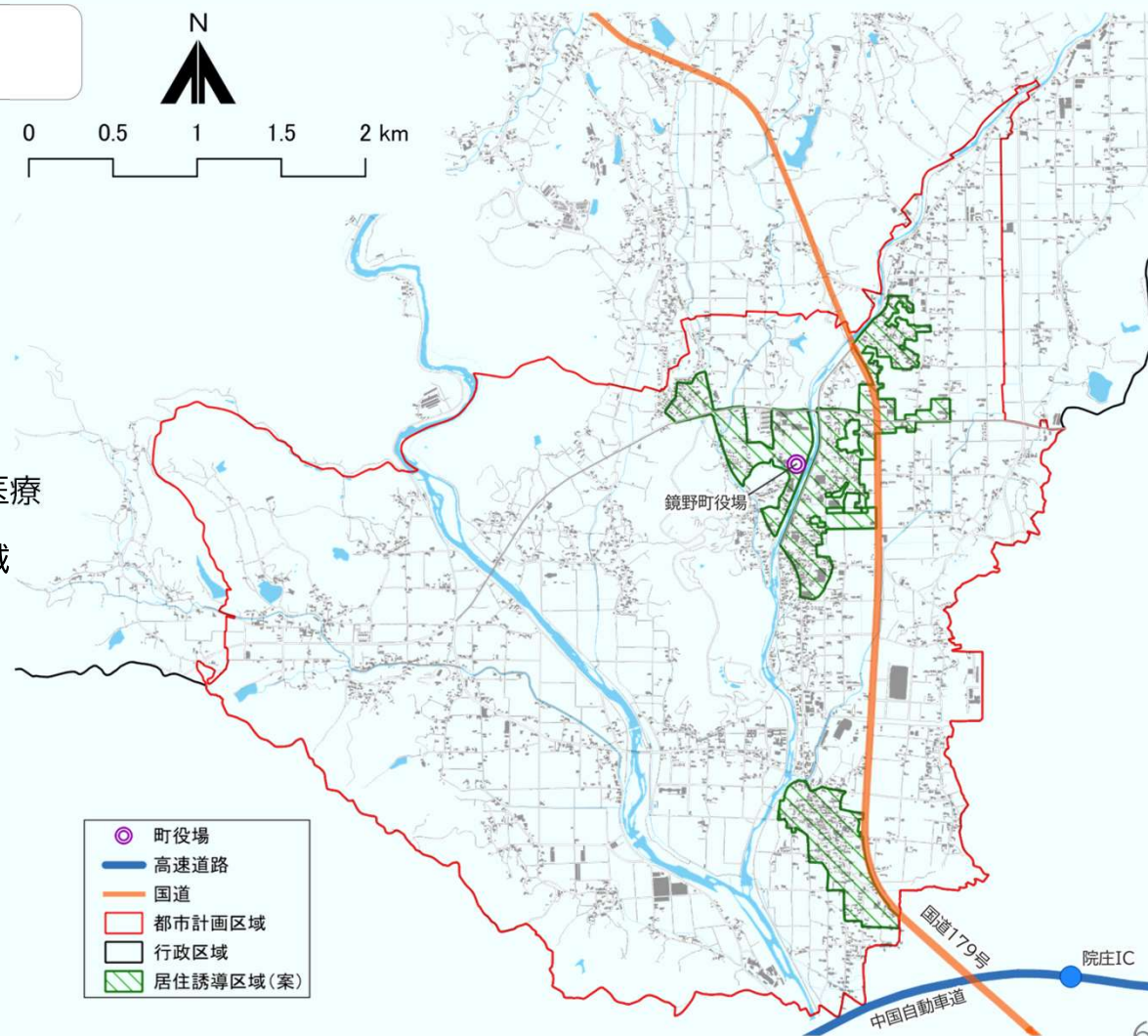
Step2

- 都市機能誘導区域の規模の検討

■Step2:都市機能誘導区域の範囲 は居住誘導区域内とする

○要件1 居住誘導区域内に設定

- バス停の徒歩圏300m圏内、行政機能、商業機能、医療機能、金融関連機能の徒歩圏(徒歩圏800m)の区域



(5)都市機能誘導区域の検討

Step3

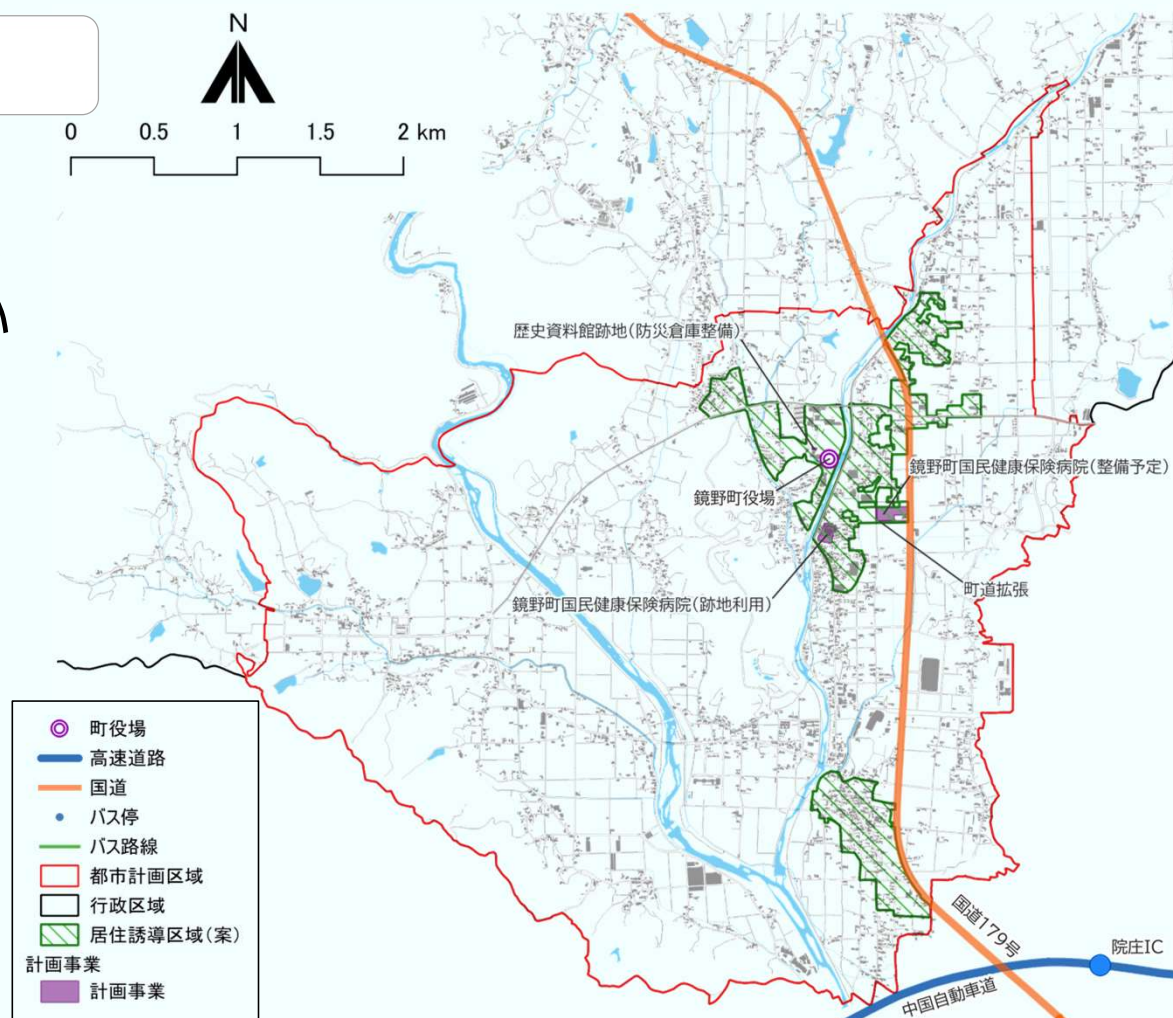
・将来の都市づくりの計画等

■Step3:鏡野町の計画事業等の対象地を含む区域一帯(現在計画されている事業予定地)を区域に設定

○要件1 計画(予定)事業を含む区域一帯に設定

計画(予定)事業

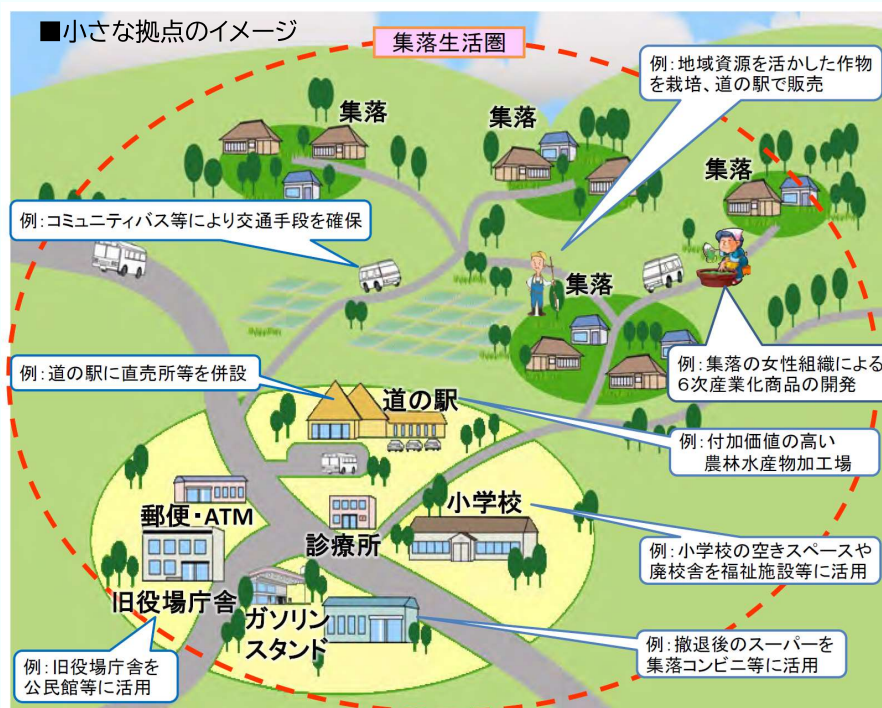
分類	計画(予定)事業
医療	鏡野町国民健康保険病院(整備)
道路	鏡野町国民健康保険病院、鏡野ふれあい運動公園周辺の町道拡張整備
その他	鏡野町国民健康保険病院(跡地利用)



(6) 地域生活拠点の設定

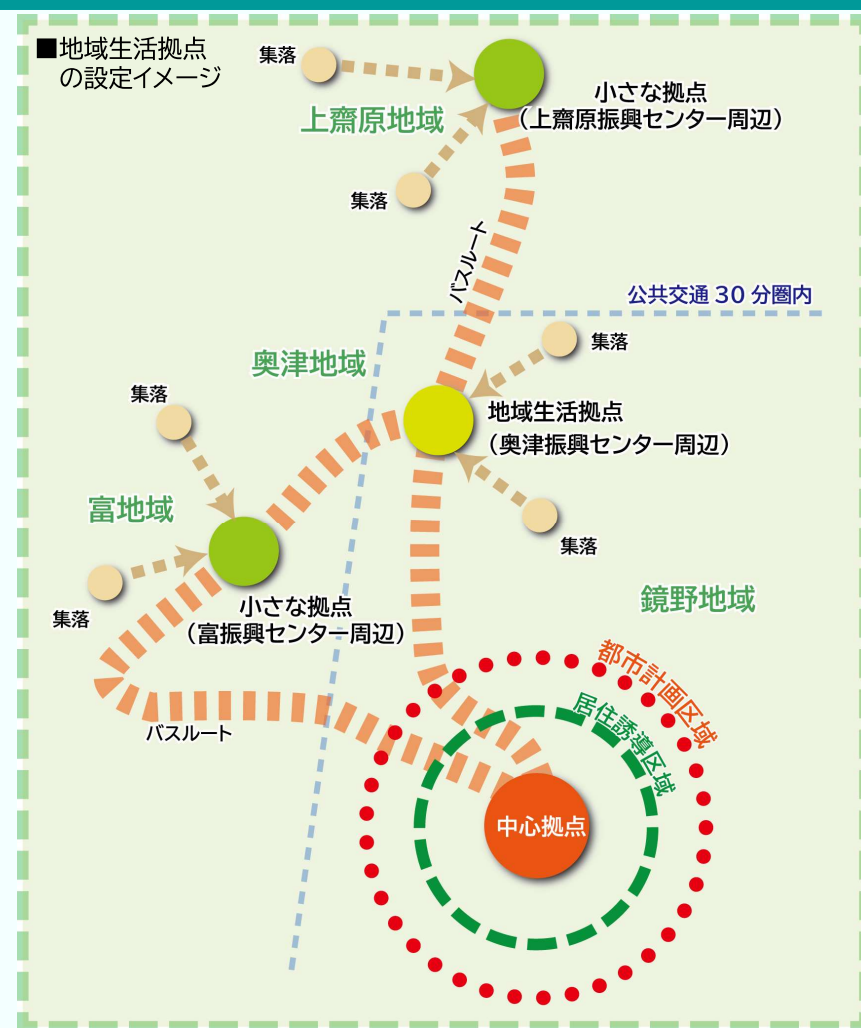
①都市計画区域外のエリアの考え方

○奥津地域や上齋原地域、富地域の豊かな自然と調和した生活環境を維持していくことで幅広いライフスタイルに対応した地域を形成することが必要です。



出典：住み慣れた地域で暮らし続けるために～地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き～（令和6年3月 第3版）（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局内閣府地方創生推進事務局）

◆ 都市計画区域外での立地適正化計画と連携したまちづくりのイメージ



(6) 地域生活拠点の設定

②地域生活拠点の位置づけ

○都市計画区域外の複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、
今後、生活サービス施設や地域活動の融合化を図ろうとする箇所
を「地域生活拠点」に位置づけます。



(6) 地域生活拠点の設定

③区域の設定

- 都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる範囲内にある奥津振興センター周辺を「地域生活拠点」と位置づけます。
- 上齋原振興センター周辺及び、富振興センター周辺は、小さな拠点と位置づけます。

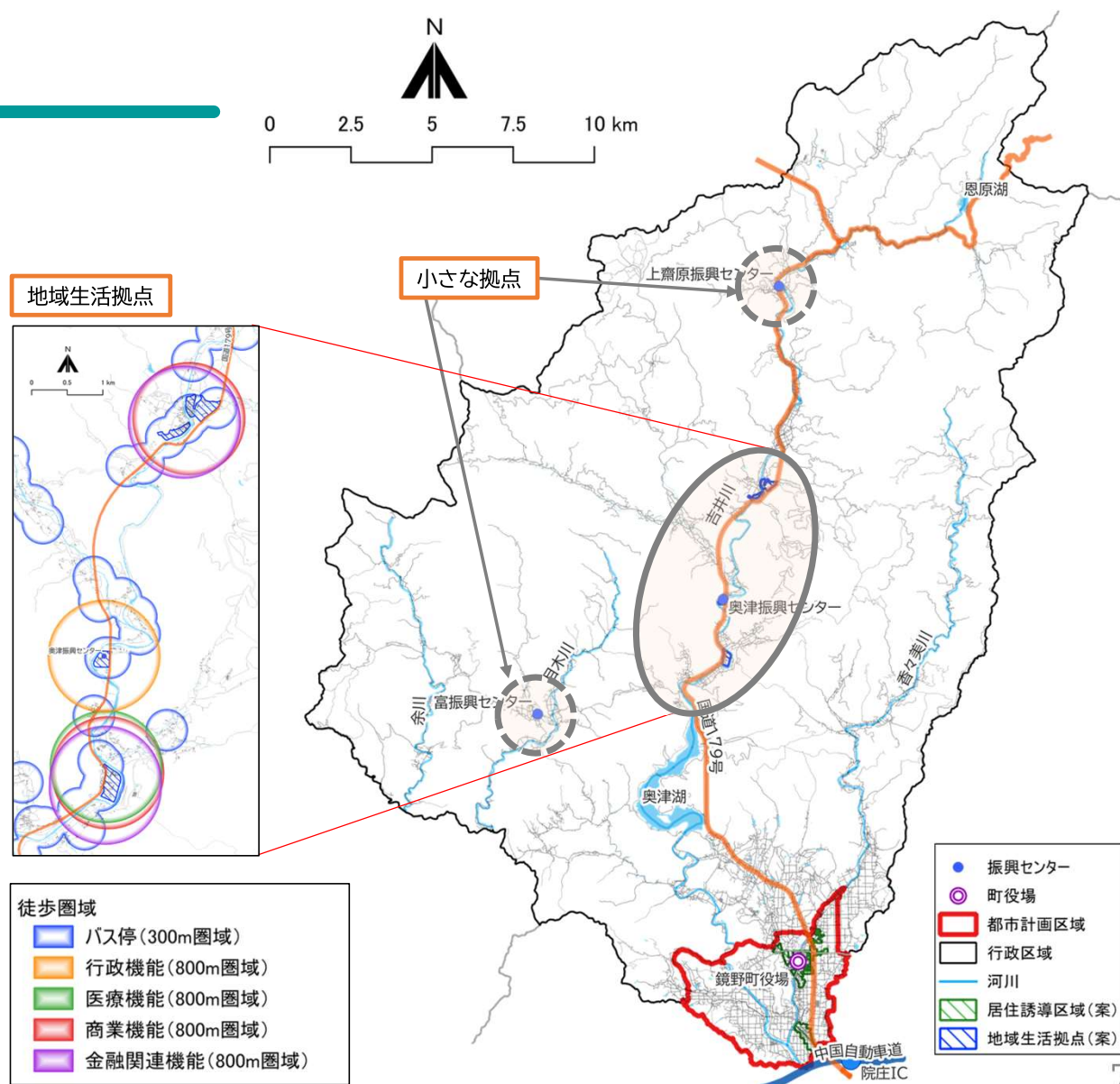
参考 地域生活拠点

都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域(都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる範囲に限る。)をいう。

- ①都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画において、拠点として位置付けられた区域
- ②都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画と整合した、市町村管理構想又は地域管理構想(※)において、拠点として位置付けられた区域

(※)市町村管理構想又は地域管理構想は「国土の管理構想」(令和3年6月国土交通省国土政策局策定)に基づくものをいう。

出典：都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱(別紙1)



<巻末資料>

3. 防災指針



出典:〈台風7号〉岡山県北部に線状降水帯が発生 鏡野町の長藤では3棟が床下浸水(2023/8/15 KSB公式SNSアカウント)

(1)対象とする災害リスク

対象とする災害リスクは水災害、土砂災害、大地震(大規模盛土造成地含む)等の自然災害を対象とします。

■災害ハザードエリアの対応(1)

区域		鏡野町におけるハザードエリア	居住誘導区域の指定
住宅等の建築や開発行為等の規制あり レッドゾーン	災害危険区域(崖崩れ、出水、津波等) 建築基準法	なし	定めない 都市再生特別措置法第81条第19項
	地すべり防止区域 地すべり等防止法	○	定めない 都市再生特別措置法施行令第30条第1項第2号
	急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	○	定めない 都市再生特別措置法施行令第30条第1項第3号
	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	○	定めない 都市再生特別措置法施行令第30条第1項第4号
	浸水被害防止区域 特定都市河川浸水被害対策法	なし	定めない 都市再生特別措置法施行令第30条第1項第5号
	津波災害特別警戒区域 津波防災地域づくりに関する法律	なし	原則として含まないこととすべき 都市計画運用指針

(1)対象とする災害リスク

■災害ハザードエリアの対応(2)

区域		鏡野町におけるハザードエリア	居住誘導区域の指定
イエローゾーン 建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	浸水想定区域 水防法	○	総合的に勘案し、適切で無いと判断される場合は、原則として含まないこととすべき 都市計画運用指針
	土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	○	
	津波災害警戒区域 津波防災地域づくりに関する法律	なし	
	津波浸水想定(区域) 津波防災地域づくりに関する法律 都市浸水想定(区域) 特定都市河川浸水被害対策法	なし	
その他	大規模盛土造成地	○	—

(3) 災害リスク分析と課題の整理(1)

災害リスク分析と課題の整理を以下に示します。

地震

・南海トラフ巨大地震による震度分布「震度5弱」、液状化危険度分布「低い」の範囲が存在し、発災時において、建物の倒壊等の恐れ

盛土

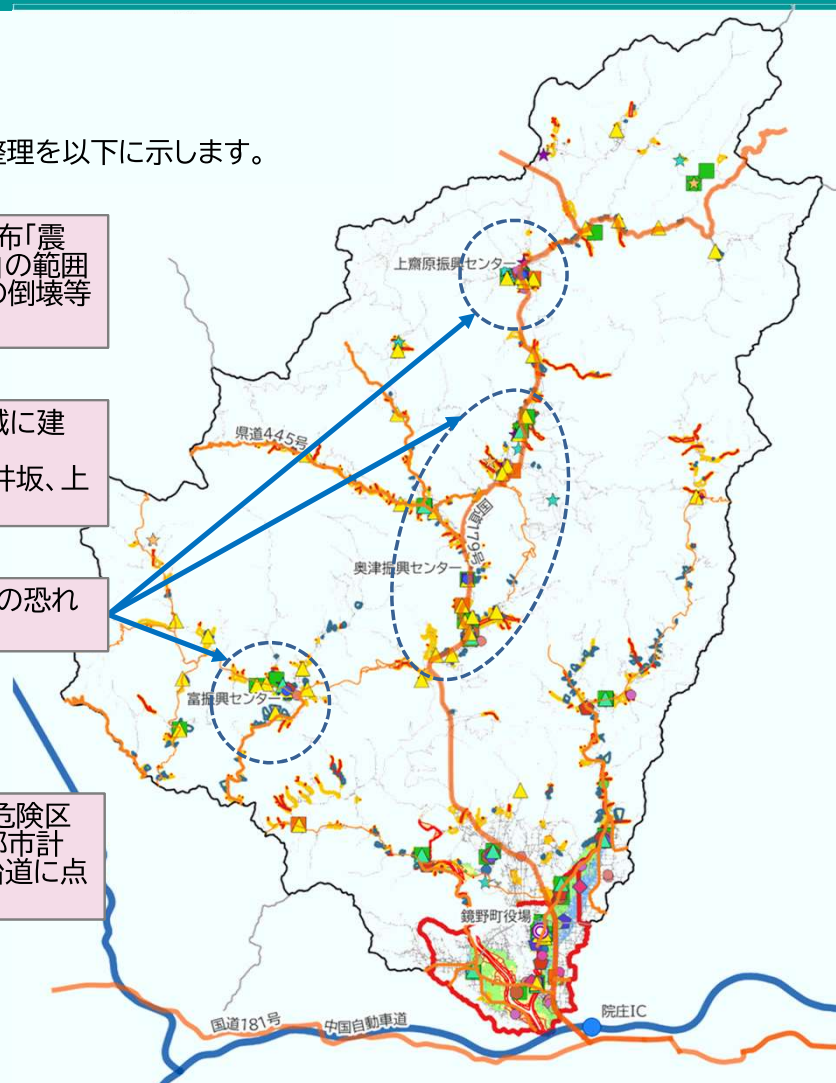
・谷埋め型大規模盛土造成地の区域に建物が立地
(都市計画区域外の馬場、下森原、井坂、上齋原)

土砂

・発災時において、各地域に孤立化の恐れ

土砂

・地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害(特別)警戒区域が、都市計画区域外の山間部や国道179号沿道に点在



教育機能

- 小学校
- 中学校

文化・スポーツ・レクリエーション機能

- ★ スポーツ施設
- ★ レクリエーション施設
- ★ 文化施設

洪水浸水想定区域(想定最大規模)

- 0.5m未満
- 0.5m以上～3.0m未満
- 3.0m以上～5.0m未満
- 5.0m以上～10.0m未満
- 10.0m以上～20.0m未満

家屋倒壊等氾濫想定区域

- 河岸浸食
- 氾濫流

土砂災害

- 急傾斜地崩壊危険区域
- 地すべり防止区域

土砂災害特別警戒区域

- 急傾斜地の崩壊
- 土石流

土砂災害警戒区域

- 急傾斜地の崩壊
- 土石流
- 地すべり

緊急輸送道路

- 第1次緊急輸送道路
- 第2次緊急輸送道路

避難場所

- 指定緊急避難場所
- 指定避難場所

- 行政区画
- 都市計画区域

交通

- 高速IC
- 主要道路
- 高速道路
- 国道
- 主要地方道・県道
- 県道
- 主要地方道

都市機能

- 役場等
- 町役場
- 公立公民館
- 集会施設

商業機能

- コンビニ
- スーパー

金融関連機能

- 銀行
- 郵便局

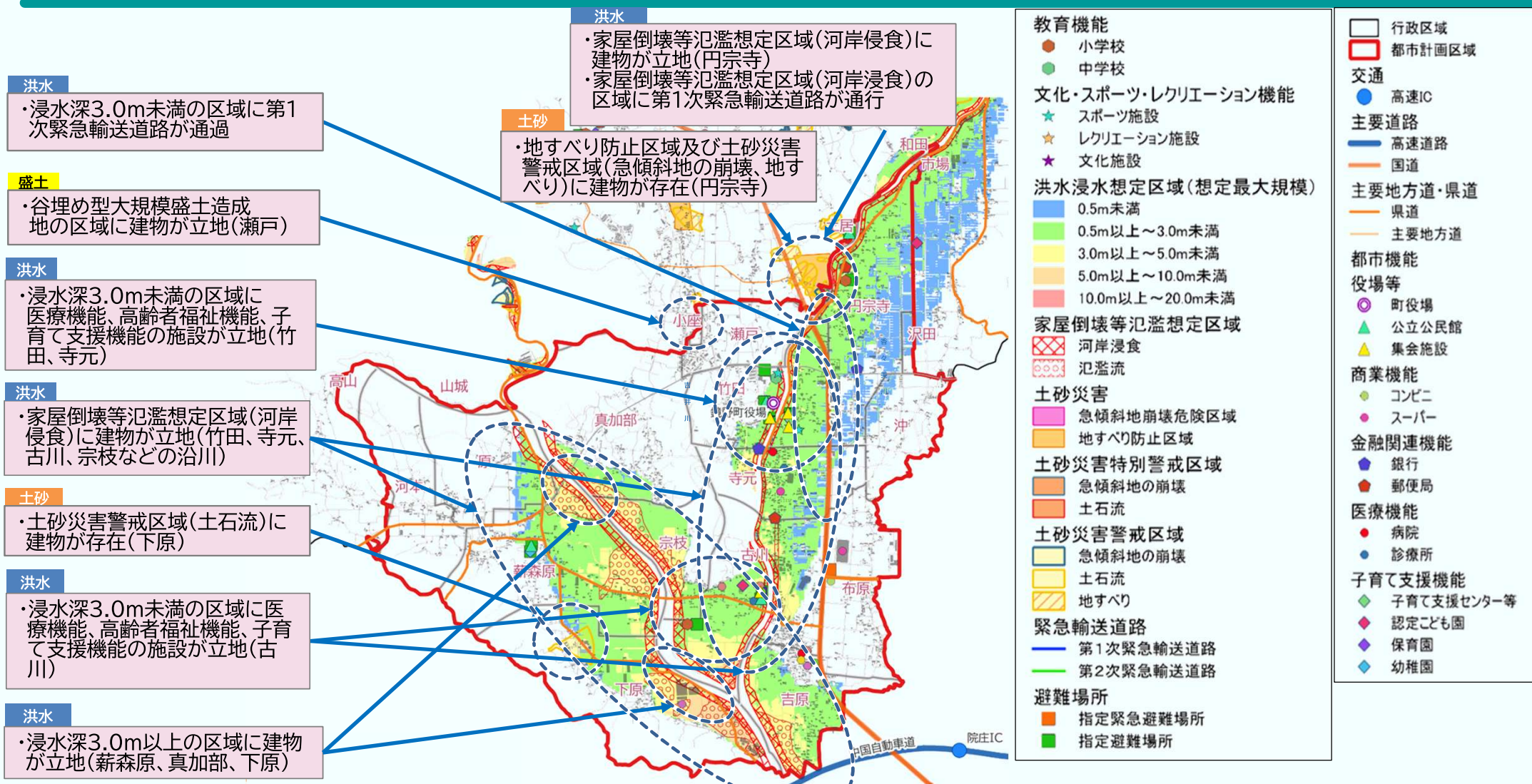
医療機能

- 病院
- 診療所

子育て支援機能

- 子育て支援センター等
- 認定こども園
- 保育園
- 幼稚園

(3) 防災指針(災害リスク分析と課題の整理(2))



(6)取組スケジュール(1)

具体的な取組に基づくスケジュールを以下のとおり設定します。

分類	施策	実施主体 ※案として調整中					実施時期		
		国	県	町	町民	事業者	短期 5年	中期 10年	長期 20年
共通 (水災害、土砂災害、地震)	安全・安心に暮らせる環境の確保※1 (水資源の保全、森林が持つ国土保全機能の向上、治山・治水・砂防の防災対策等)								
	道路交通基盤の整備※1※2緊急輸送道路の確保 (道路網のリダンダンシー強化(多重化)を推進、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を推進、補助道路等による災害に強い交通体系の確保など)								
	都市施設の整備促進※1※3 (道路・公園(鏡野ふれあい運動公園)・下水道等の都市施設の整備を推進)								
	停電防止、早期復旧※2 (災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保)								
	エネルギー供給施設の被害予防、早期復旧※2 (災害発生時のエネルギー供給機能の確保)								
	物資の備蓄・調達等※2 (生活必需品の個人備蓄や、集落等での自主防災組織等による備蓄を促進)								
	情報通信基盤の確保※2 (防災通信基盤の耐災害性の向上)								
	建設業界との連携※2 (「大規模災害時における緊急対策支援業務に関する協定」の協力会社との連携の強化)								

(6)取組スケジュール(2)

分類	施策	実施主体 ※案として調整中					実施時期		
		国	県	町	町民	事業者	短期 5年	中期 10年	長期 20年
共通 (水災害、土砂災害、地震)	支え支えられる地域連携の推進※1 (地域防災力の充実強化)								
	災害応急体制の確保※1※2 (災害時に備えた対策の推進、災害情報の提供、自ら避難が困難な方の避難計画の推進、町地域防災計画の検討、災害時の避難誘導體制の確保、防災訓練や避難訓練の実施など)								
	要支援者対応等※3 (避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成)								
	パトロール体制の強化等※2 (警察と連携した合同訓練や各種会合等を通じて関係機関(防災ボランティア等)との広域的な連携体制の確保など)								
	自主防災組織の育成等※3 (自主防災組織の育成及び消防団の活性化)								
	情報伝達体制※2 (災害時の情報伝達体制の充実)								
	防災に関する情報の収集・伝達等の迅速化※3 (地域、県、防災関係機関相互間における情報連絡網を整備、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備など)								
	普及啓発・自主防災活動の活性化※2 (自主防災組織の組織化を推進)								

(6)取組スケジュール(3)

分類	施策	実施主体 ※案として調整中					実施時期		
		国	県	町	町民	事業者	短期 5年	中期 10年	長期 20年
共通 (水災害、土砂災害、地震)	災害ボランティア活動の推進※2 (関係機関が協力して災害ボランティア活動を支援)								
	避難体制の強化 (避難計画・避難場所・避難路の確保)								
水災害	河川改修事業等の実施※2※3 (流域全体で水災害対策としての「流域治水」の取組を推進)								
	内水氾濫対策※2 (農業水利施設の排水機能を確保)								
	ため池のハザードマップ作成※3								
	水防活動※2 (水防体制の充実・強化、河川管理者と連携した情報収集設備の整備、水害タイムライン(事前防災行動計画)の考え方を取り入れた防災業務の推進、各種災害用装備資機材の整備充実など)								
	建物の防災機能の確保(筋交い、基礎等)								

(6)取組スケジュール(4)

分類	施策	実施主体 ※案として調整中					実施時期		
		国	県	町	町民	事業者	短期 5年	中期 10年	長期 20年
土砂災害	土砂災害に安全な居住地の形成※1 (鏡野町がけ地近接等危険住宅移転事業補助、鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業補助金)								
	防災工事の実施※3 (緊急度・危険度の高い箇所から地域と連携し整備)								
地震・盛土	庁舎、施設の耐災害性向上※2 (「鏡野町公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画の策定)								
	住宅・建築物の耐震化等※2 (耐震化支援の充実、空き家対策総合支援事業等の推進)								
	水道施設の耐震化※2 (水道施設の計画的な耐震化の促進)								
	下水道施設の耐震化等※2 (長寿命化計画に基づく長寿命化対策の実施)								

【出典】

※1:鏡野町第2次総合計画後期基本計画 かがみの創生総合戦略(令和3年～令和7年度鏡野町)

※2:鏡野町国土強靱化地域計画(令和3年3月鏡野町)

※3:鏡野町地域防災計画(令和4年4月鏡野町防災会議)